

第3次 新宮町地域福祉計画(素案)

令和8年 月
新 宮 町

はじめに

新宮町では、第6次新宮町総合計画に基づき、地域社会福祉を総合的に推進するため、平成26年3月に「新宮町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

その後、地域の社会情勢などの変化に伴い、平成31年3月に「第2次新宮町地域福祉計画」を策定しました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行により、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢者や障がいのある方、子どもや子育て世代など、さまざまな立場の方々がそれぞれの課題を抱える中、行政だけでなく、地域、関係団体、そして町民一人ひとりが支え合う「地域共生社会」の実現がますます重要となっています。

本町では宅地開発や分譲マンションの建設によって子育て世代が転入し、年少人口の割合が県内市町村と比較しても非常に高い地域となっております。

また、若い世代の転入で町の活気が生まれる一方で、子育て世帯のニーズに対応した保育施設の整備や相談体制の充実が今まで以上に求められています。

その一方で、高齢化も着々と進んでおり、地区によっては住民の半分以上が高齢者という状況になっています。

今回、こうした地域を取り巻く環境の変化や、第2次新宮町地域福祉計画の取組の成果と課題を踏まえ、第2次地域福祉計画を見直し、「第3次新宮町地域福祉計画」の策定を行いました。これから地域福祉ニーズに対応するためには、行政だけでなく、地域住民や町内のあらゆる団体などの多様な力を結集し、それぞれの役割を果たしながら共に助け合い、住民と行政とが一体となって活動していくまちづくりが大切になってきます。

今後とも「住んでよかった」と言われるようなまちづくりに邁進していきますので、町民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケートに御協力いただいた皆様、パブリックコメントに御協力いただきました皆様、また福祉に関する貴重な意見をいただきました新宮町地域福祉計画等策定委員の皆様に心から感謝申し上げます。



令和8年3月

新宮町長 桐島光昭

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉計画とは.....	2
3 計画の位置付け.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	8
第2章 新宮町を取り巻く地域の現状	9
1 人口及び世帯の動向	9
2 支援が必要な人の状況.....	13
3 アンケート調査結果にみる地域の生活課題	19
4 ヒアリング調査結果の概要.....	23
5 第2次計画の実施状況及び課題.....	27
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念	35
2 計画の基本目標.....	35
3 計画の体系.....	36
第4章 基本目標ごとの取組.....	37
基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり	37
1 地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発	37
2 地域交流の促進	41
3 地域における支え合いとボランティア活動の促進	47
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	52
1 地域の見守りネットワークの構築	52
2 災害に強い地域づくり	54
3 地域における防犯・交通安全対策の促進	59
基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり	61
1 地域における健康づくりの促進	61
2 生きがい活動の促進	65
基本目標4 適切なサービスが利用できる地域づくり	68
1 情報提供・相談支援体制の充実	68
2 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備	73
3 権利擁護の充実	77

第5章 計画の推進	79
1 地域住民主体による参加型福祉への転換	79
2 関係機関等との連携・協働	80
3 計画の管理	80
第6章 資料編	81
1 用語解説	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化の進行や人口減少、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等により、人々の生活を取り巻く環境は大きく変化しています。高齢者や子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者等、支援を必要とする人々の生活課題は多様化・複雑化しており、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築が求められています。こうした状況を受け、国は平成30年4月から施行された改正社会福祉法において、地域で住民同士が支え合う体制の整備を推進し、すべての人が地域で安心して生活できる「地域共生社会」の実現を目指す方針を示しました。さらに、令和3年4月から施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の理念を具体化するために、複合的な課題を抱える世帯や個人を包括的に支援する仕組みとして「重層的支援体制整備事業」が創設されました。市町村は、地域の実情に応じて重層的支援体制を整備し、住民や関係団体、行政が連携して、地域福祉の推進に取り組むことが求められています。

本町においても、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、単身世帯の増加等により、地域社会の姿は着実に変化しており、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動や住民同士の交流が制限される等、住民のつながりや支え合いのあり方にも様々な課題が生じています。こうした状況を踏まえて、地域の中で住民同士が互いに支え合う仕組みをさらに整備していく必要があります。また、経済的困窮や介護、子育て、障がい、ひきこもり等、複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援体制の整備も重要です。

これまで、本町では、地域内での支え合いの仕組みの整備や複合的な課題を抱える世帯への支援体制の整備を目的に、新宮町社会福祉協議会と連携して「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」を立ち上げ、住民とともに「住みやすい地域をつくる」仕組みづくりを進めてきました。見守り活動やボランティア活動、居場所づくり等、一定の成果がみられる一方、活動の担い手不足や継続性、地域間の活動格差等、今後解決すべき課題も明らかになっています。

こうした地域を取り巻く環境の変化や、第2次新宮町地域福祉計画の取組の成果と課題を踏まえ、第3次新宮町地域福祉計画(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

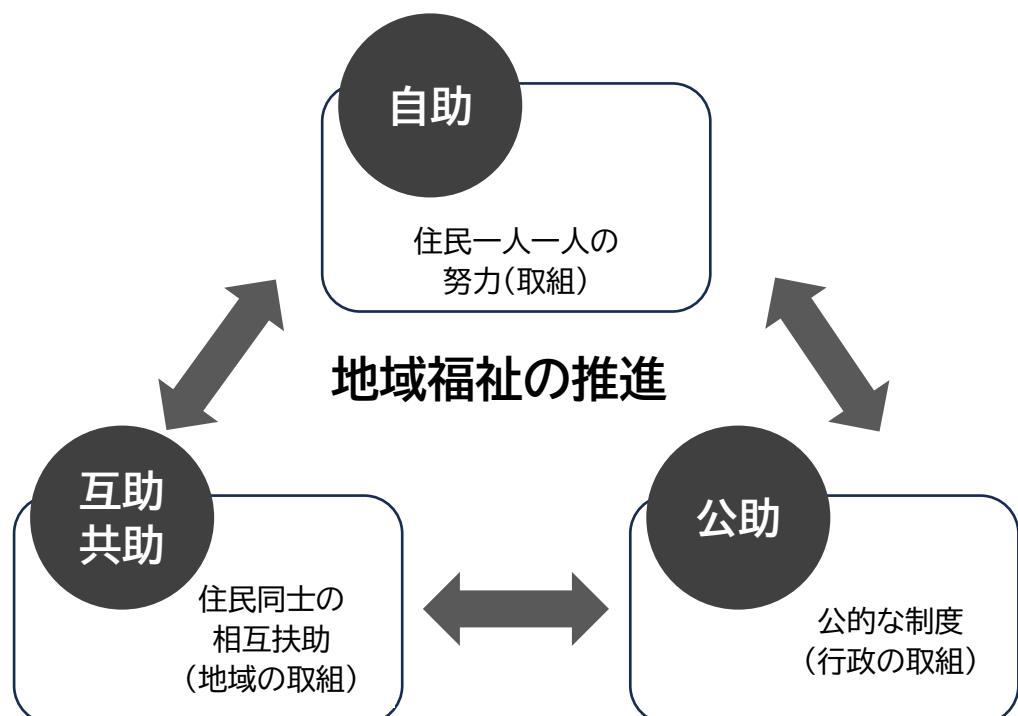
2 地域福祉計画とは

(1)「地域福祉」とは

私たちが住む地域には、法律や制度による公的なサービスを受ける必要はなくても、日常的な生活課題(生活上の悩みや困りごと等)を抱えた人や、既存の公的サービスの枠組みの狭間で困難を抱えている人たちがいます。地域福祉とは、既存の制度によるサービスだけではなく、地域の人と人がつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることで、こうした人たちの生活課題を解決し、ひいては地域全体をより良いものにしていこうとする営みです。

これからの中づくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について住民一人一人の努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助・共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していくことをする取組が必要です。

■「自助」「互助・共助」「公助」の関係図



国の地域包括ケアシステム研究会では、地域包括ケアシステムについて、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの要素から整理されています。具体的には、「自助」は自分のことを自分ですること、自らの健康管理(セルフケア)、市場サービスの購入等、「互助」はボランティア活動や住民組織への活動等を通じて相互に支え合うこと、「共助」は介護保険等リスクを共有する仲間(被保険者)の負担、「公助」は税による公の負担をそれぞれ指すと整理されています。「互助」については相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点がありますが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものを指すとされています。そこで、本計画においても、この4助の考え方を取り入れ、自発的な住民同士の相互扶助という意味で「互助」という言葉を使うこととします。

近年の少子高齢化の進展や財政状況等を考えると、今後、共助・公助の大幅な拡充を期待することは難しく、自助・互助の役割が大きくなることを意識する必要があります。また、都市部では、強い互助を期待することが難しい反面、民間サービスの市場が大きく自助によるサービス購入が可能、逆に民間サービスが普及していない地域では互助の役割が大きくなる等、地域特性を踏まえた仕組みづくりが求められます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」と地域包括ケアシステム

自助	・当事者団体による取組 ・有償ボランティア	互助
共助	・ボランティア活動 ・住民組織の活動	・ボランティア・住民組織の活動への公的支援
公助	・介護保険に代表される社会保険制度及びサービス	・一般財源による高齢者福祉事業等 ・生活保護

(2)「地域福祉計画」とは

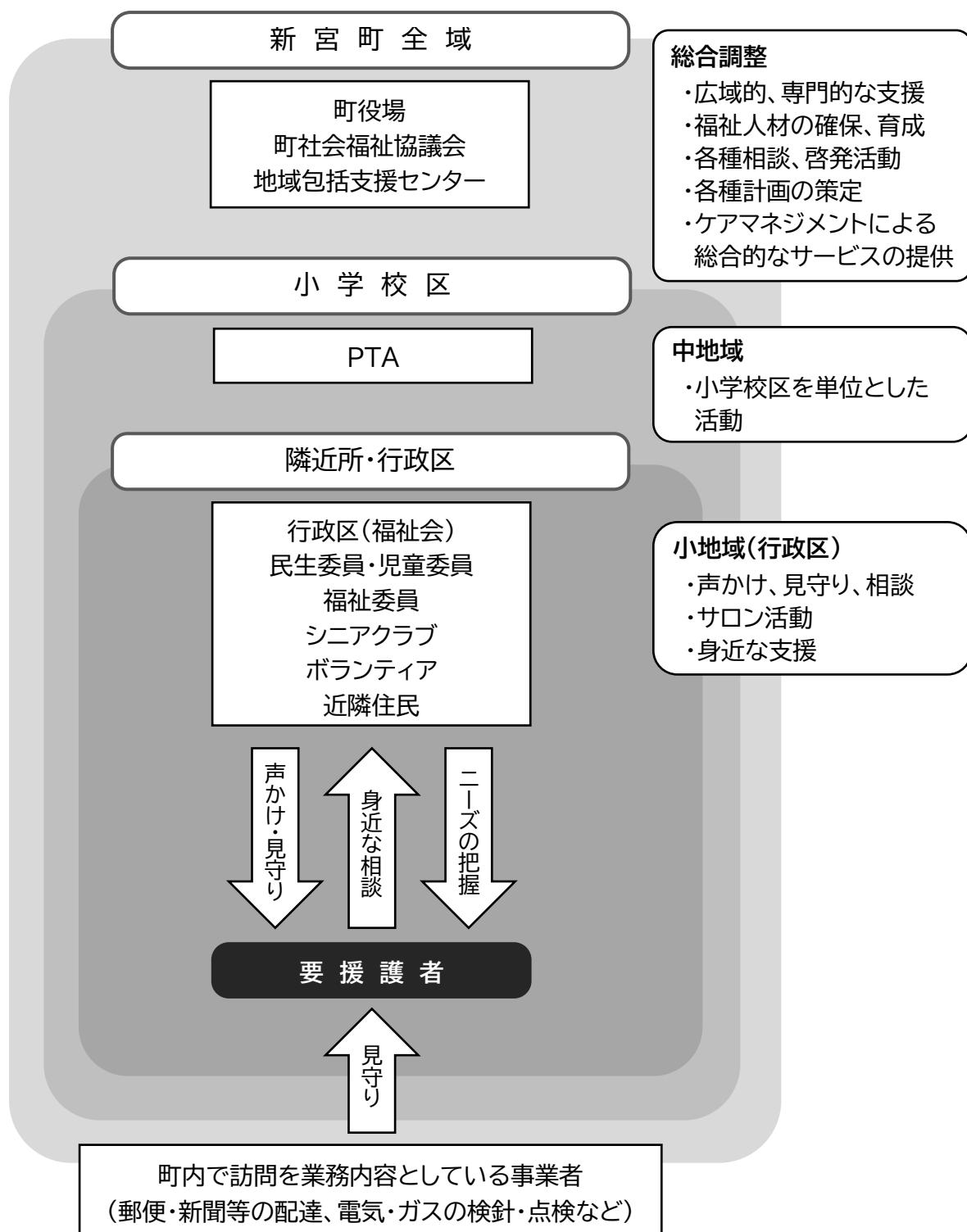
「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人一人の尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とし、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「ともに生きる社会づくり」を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

すなわち、住民・福祉団体・福祉施設関係者等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、住民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携の下で、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

(3)「地域」とは

私たちの生活の舞台となる「地域」として想定する範囲は、隣近所や行政区といった小地域の場合もあれば、小学校区や新宮町全体を一つの地域として捉える場合もあります。本計画では、行政区単位での取組をベースにしつつも、一定の圏域を固定的に地域として捉えるのではなく、その目的等に応じた重層的な地域を想定し、それぞれの地域において、それぞれの福祉活動を展開し、それらが相まって新宮町全体(日常生活圏域)の福祉の向上を目指すものとします。

■重層的な「地域」のイメージ図

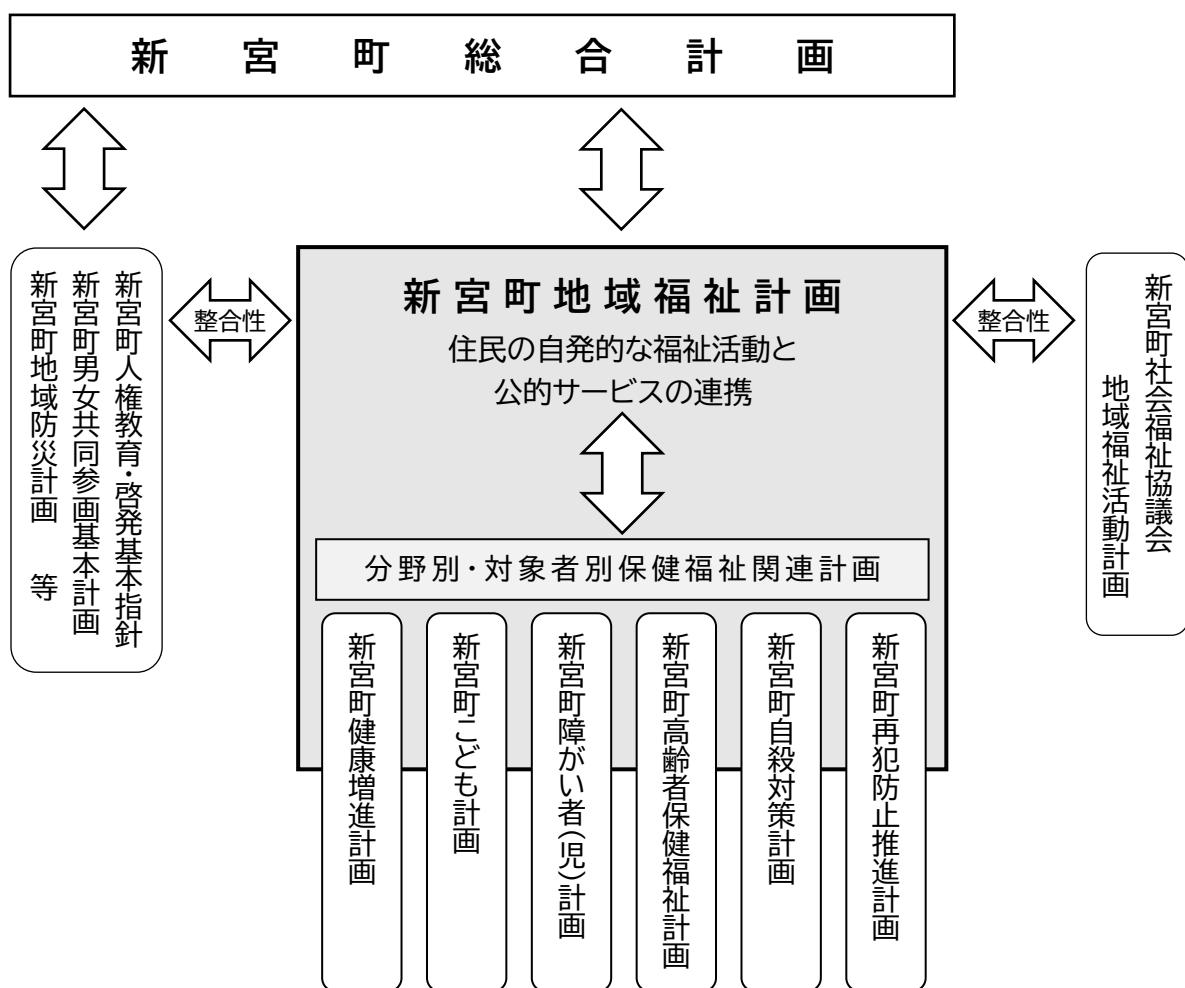


3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

本計画は、住民と行政、福祉事業者等が一体となって、地域の福祉を向上させるための理念と仕組みを定める行政計画です。また、「新宮町総合計画」を上位計画とし、「地域」という保健福祉分野の各個別計画に共通の理念を相互に関連付けるマスタープランとして、地域の生活課題に対応した施策の方向性や取組の内容を定める計画で、人権・男女共同参画・防災分野等の各種関連計画・指針とも整合性を図っています。

【他の計画との関係図】



4 計画の期間

本計画は、大幅な社会情勢の変化がある場合、計画の実施状況や地域を取り巻く状況の変化に対応するため、期間を定めず、必要に応じて見直しを行うものとします。

【本町の各種計画の期間(年度)】

令和元 2019	令和2 2020	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028			
第5次総合計画	第6次総合計画											
	基本構想(令和3(2021)～令和12(2030)年度)											
	前期基本計画						後期基本計画					
第2次地域福祉計画 (2019年度～2025年度)						第3次地域福祉計画 (2026年度～)						
	第4次地域福祉活動計画 (2020～2024年度)					第5次地域福祉活動計画 (2025～2029年度)						
自殺対策計画 (2019～2023年度)				第2次自殺対策計画 (2024～2028年度)								
高齢者保健福祉計画 2019			高齢者保健福祉計画 2022			高齢者保健福祉計画 2025						
		障がい者(児)計画 (2021～2025年度)						障がい者(児)計画 (2026～2030年度)				
	第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画						
健康増進計画 (2018～2022年度)				第2期健康増進計画 (2023～2028年度)								
						新宮町再犯防止推進計画 (2025年度～)						

5 計画の策定体制

(1)新宮町地域福祉計画等策定委員会

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「新宮町地域福祉計画等策定委員会」を設置し、慎重な協議を行いました。

(2)新宮町地域の福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「新宮町地域福祉に関するアンケート調査」(以下、「アンケート調査」という。)を実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	町内在住の満18歳以上の住民 1,504 人 (地域別・年齢階層別配分調整後無作為抽出)
調査方法	郵送による配布、回答は郵送・WEB
調査期間	令和7年9月8日～9月26日 ※10月10日到着分までを有効とした
回収結果	有効回収数:643件(郵送:448件、WEB:195件) 回収率:42.8%

(3)団体ヒアリング調査の実施

地域で活動する各種団体の活動状況とその課題や、福祉サービス提供現場における現状と課題を把握するとともに、各種団体や事業所の視点からの地域福祉推進の方向性を探るために、ヒアリング調査を実施しました。

町内で活動する主な団体に対し、ヒアリングシートによる回答依頼を行い、16団体から回答をいただきました。

(4)パブリックコメントの実施

令和8年2月3日(火曜日)から3月6日(金曜日)まで、計画素案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第2章 新宮町を取り巻く地域の現状

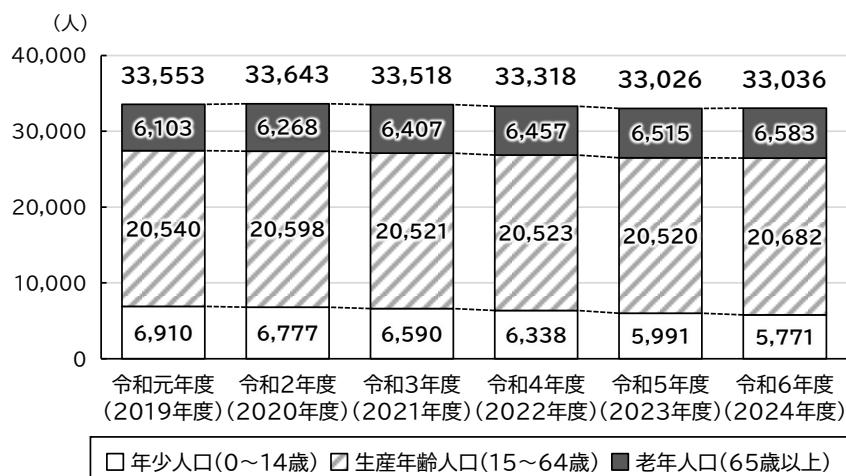
1 人口及び世帯の動向

(1) 人口の推移

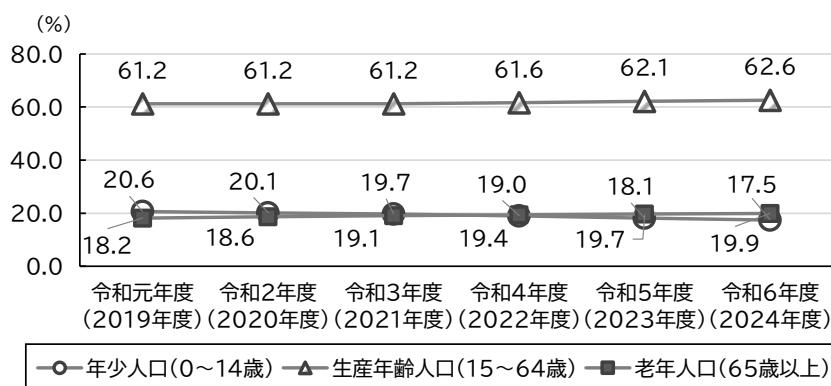
本町の総人口は緩やかな減少傾向で推移しており、令和6年度で33,036人と令和元年度の33,553人から517人の減少がみられます。年齢3区分別にみると、年少人口(0~14歳)は減少している一方、老人人口(65歳以上)は増加しています。

また、年齢3区分別人口の構成比をみると、老人人口(65歳以上)は増加傾向となっており、令和3年度以降19%台で推移しています。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口(構成比)の推移】



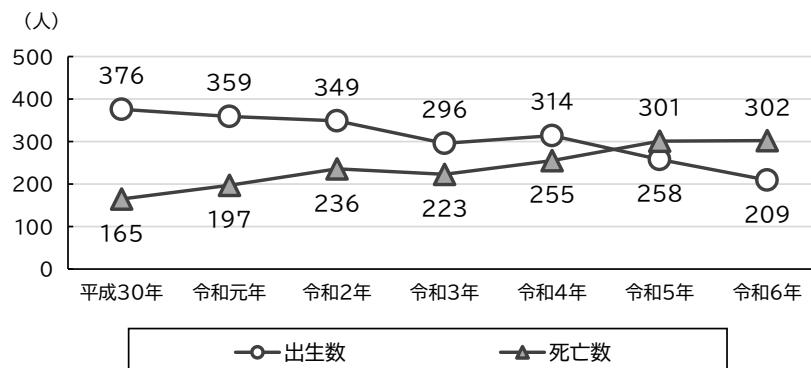
資料:新宮町住民基本台帳(各年度3月31日現在)

(2)人口動態

1)人口の自然動態

人口の自然動態をみると、出生数は減少傾向で推移しています。また、令和4年までは出生数が死亡数を上回っていましたが、令和5年以降は出生数が下回っています。

【人口の自然動態(出生数と死亡数の推移)】

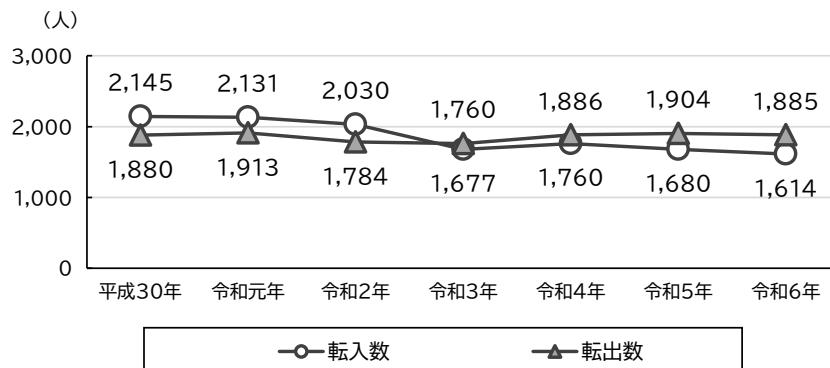


資料:福岡県の人口と世帯年報(各年とも前年10月1日から1年間の実績)

2)人口の社会動態

人口の社会動態をみると、転入数は減少傾向で推移しており、令和3年以降 2,000 人を下回っています。また、令和2年までは転入数が転出数を上回っていましたが、令和3年以降は転入数が下回っています。

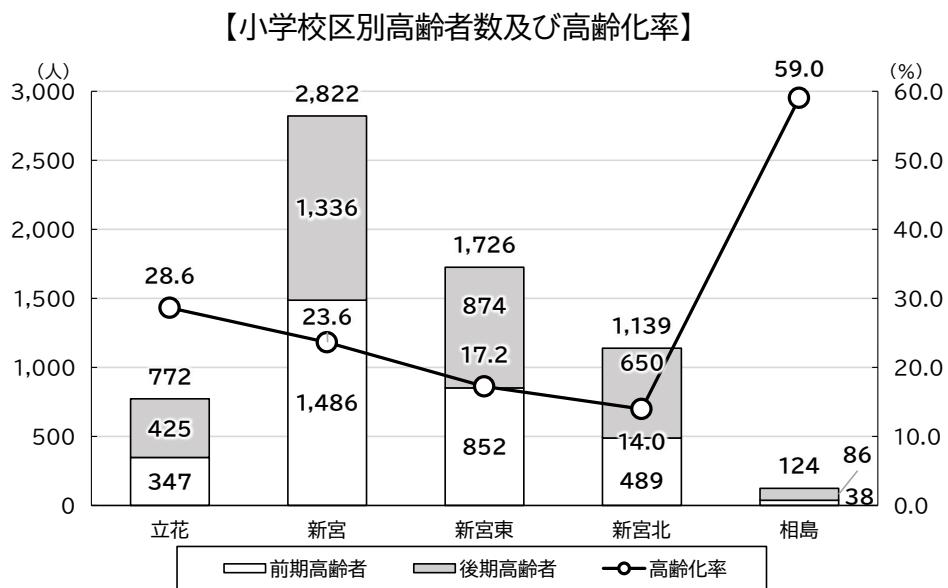
【人口の社会動態(転入数と転出数の推移)】



資料:福岡県の人口と世帯年報(各年とも前年10月1日から1年間の実績)

(3)小学校区別の高齢化の状況

令和7年3月31日現在の小学校区別の高齢化率をみると、最も高い相島小学校区(59.0%)と最も低い新宮北小学校区(14.0%)では、45.0 ポイントの差があり、小学校区によって高齢化の状況は異なっています。



資料:新宮町住民基本台帳(令和7年3月31日現在)

(4)児童数の推移

1)乳幼児数の推移

0～5歳の乳幼児数の減少に伴い、園児数の合計は減少傾向となっています。しかし、0～5歳の乳幼児数に占める園児数は令和6年度で 57.3%となっており、令和元年度の43.8%から 13.5 ポイント増加しています。

【園児数の推移】 (人)

区分	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
乳幼児数(0歳～5歳)	2,589	2,493	2,280	2,119	1,922	1,712
町立幼稚園	364	301	221	173	97	82
保育園	480	465	440	434	287	273
認定こども園	290	269	286	259	606	626
園児数合計	1,134	1,035	947	866	990	981
園児数割合(%)	43.8	41.5	41.5	40.9	51.5	57.3

各年度4月1日現在(児童数は3月31日現在)

2)児童数と学童保育利用者数の推移

児童(小学生)数は、令和2年度以降減少傾向となっています。しかし、令和6年度の学童保育利用率は21.0%となっており、令和元年度の18.1%から2.9ポイント増加しています。

【児童数と学童保育利用者数の推移】

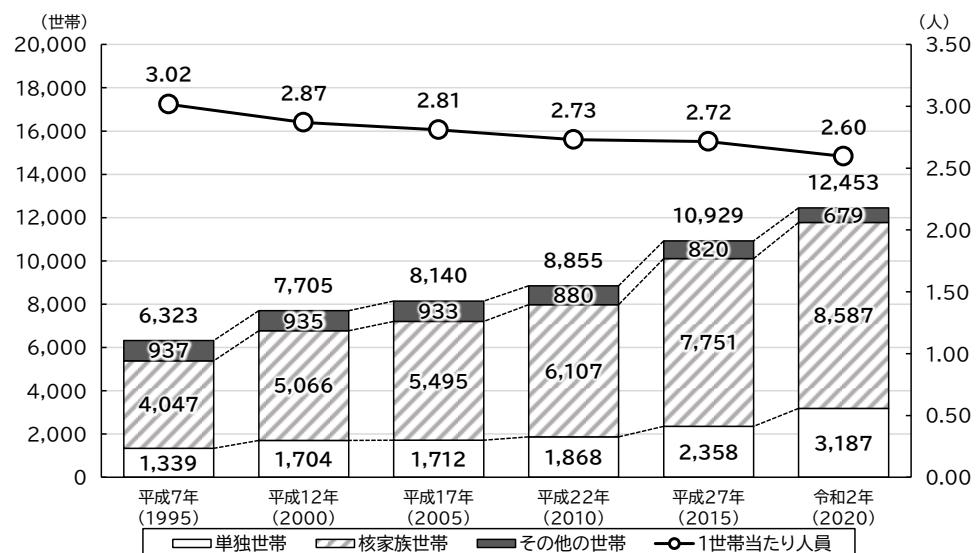
区分	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児童(小学生)数	2,999	3,044	3,022	2,940	2,818	2,679
学童保育利用者数	542	500	553	561	567	563
学童保育利用率(%)	18.1	16.4	18.3	19.1	20.1	21.0

各年度5月1日現在

(5)世帯の状況

一般世帯数は平成7年の6,323世帯から増加傾向にあり、令和2年で12,453世帯となっており、平成7年の約2倍増加しています。また、1世帯当たり人員は、平成7年の3.02人から令和2年では2.60人に減少しており、家族形態の縮小化が進んでいることがうかがえます。

【一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



※一般世帯：総世帯から施設等の世帯を除いたもの

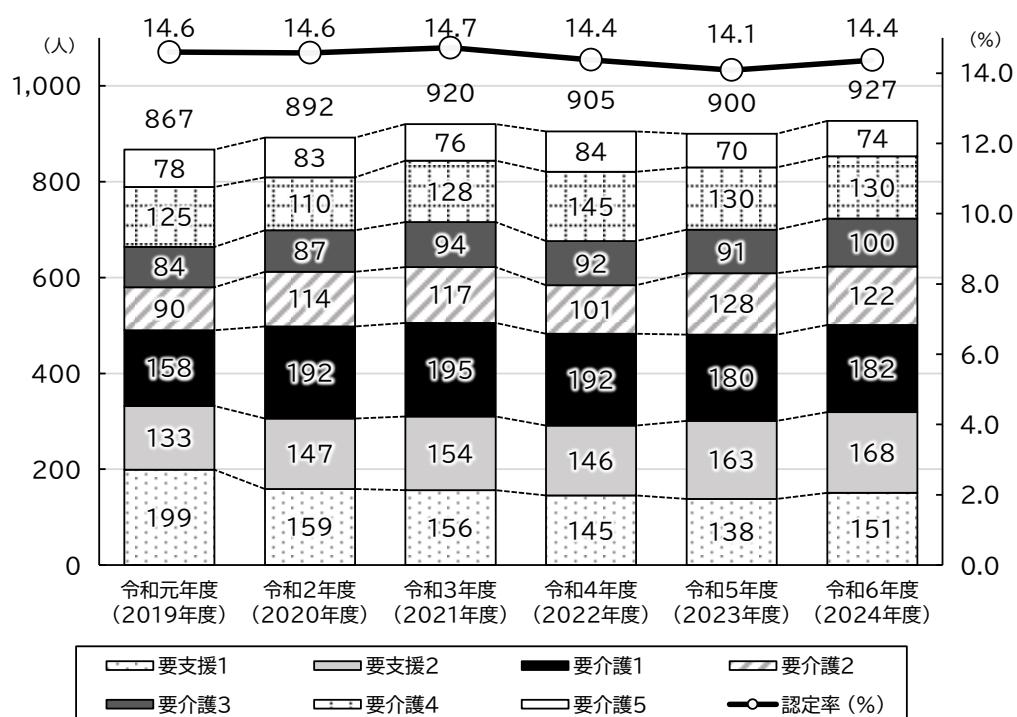
資料：国勢調査(毎年10月1日現在)

2 支援が必要な人の状況

(1)要介護等認定者数の推移

本町の要介護等認定者数は令和3年度まで増加傾向でしたが、令和4年度以降減少し、令和6年度に再び増加に転じています。令和元年度と比較すると、要支援認定者数の合計は減少傾向、要介護認定者数の合計は増加傾向となっています。また、要介護認定率は14%台で推移しており、令和3年度の14.7%をピークに令和5年度まで減少していましたが、令和6年度に増加に転じています。

【要介護等認定者及び要介護等認定率の推移】



各年度3月31日

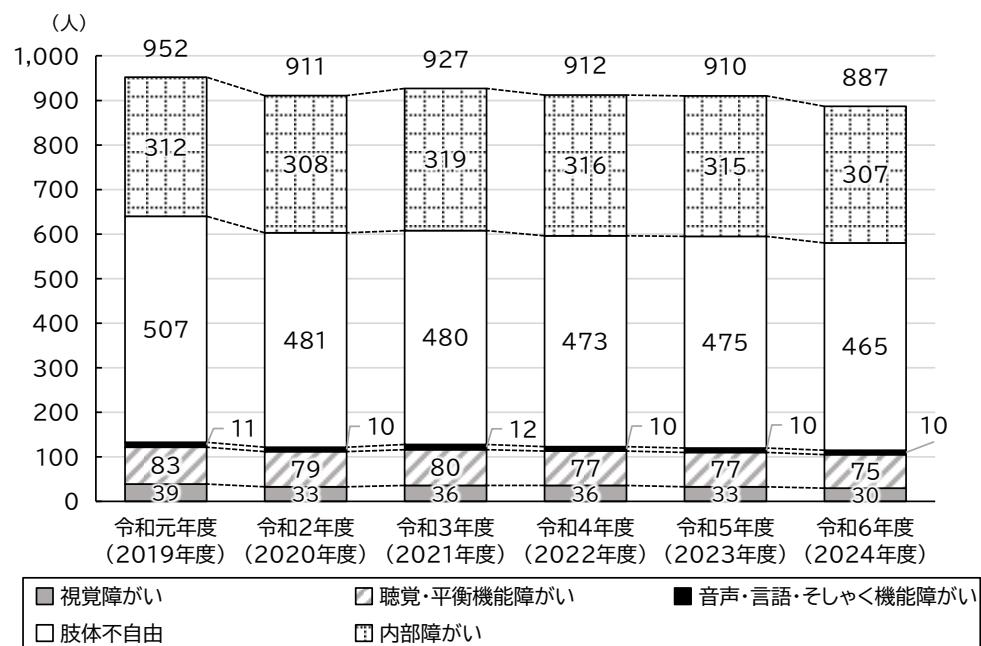
(2)障害者手帳所持者の推移

1)身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和6年度で887人となっており、障がい種別にみると、「肢體不自由」が465人と最も多く、次いで「内部障がい」(307人)、「聴覚・平衡機能障がい」(75人)と続いています。

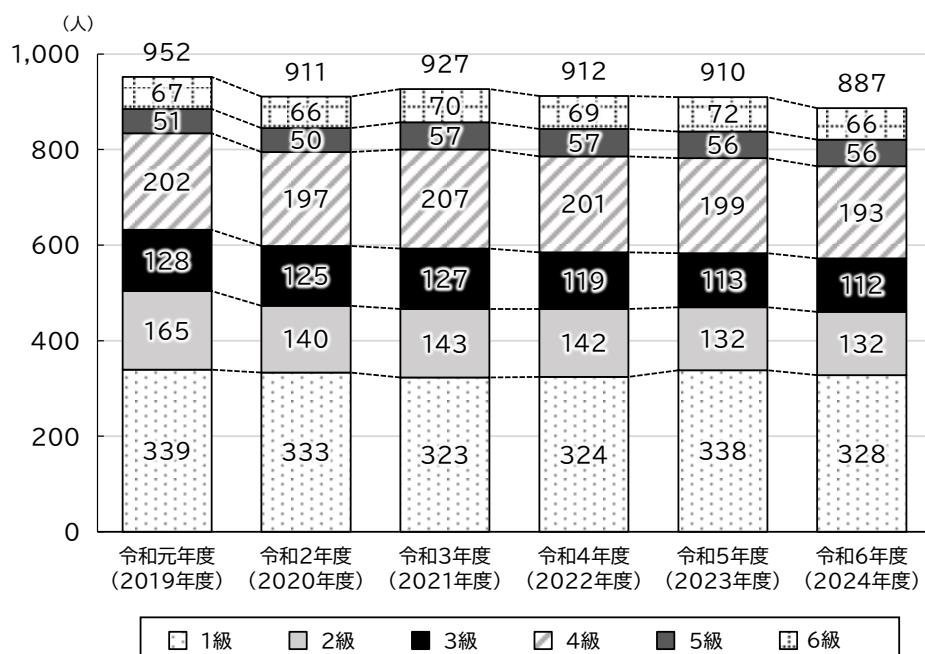
また、等級別にみると、令和6年度は、「1級」が328人で最も多く、次いで「4級」(193人)、「2級」(132人)、「3級」(112人)と続いています。

【身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種別)】



各年度3月31日

【身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)】

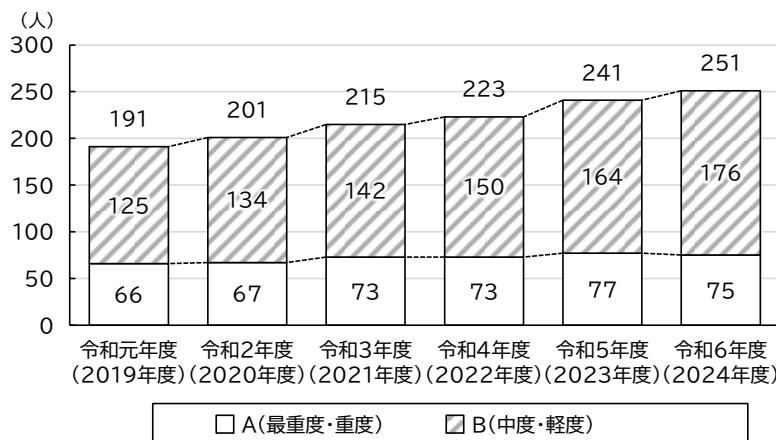


各年度3月31日

2)療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和6年度で251人となっており、障がい程度別にみると、「A(最重度・重度)」が75人、「B(中度・軽度)」が176人となっています。

【療育手帳所持者数の推移(障がい程度別)】

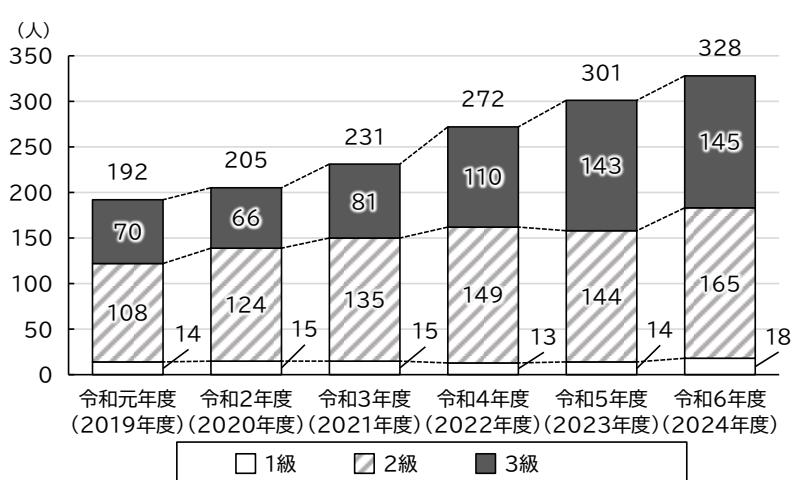


各年度3月31日

3)精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和6年度で328人となっており、等級別にみると、「2級」が165人と最も多く、次いで「3級」(145人)、「1級」(18人)となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)】



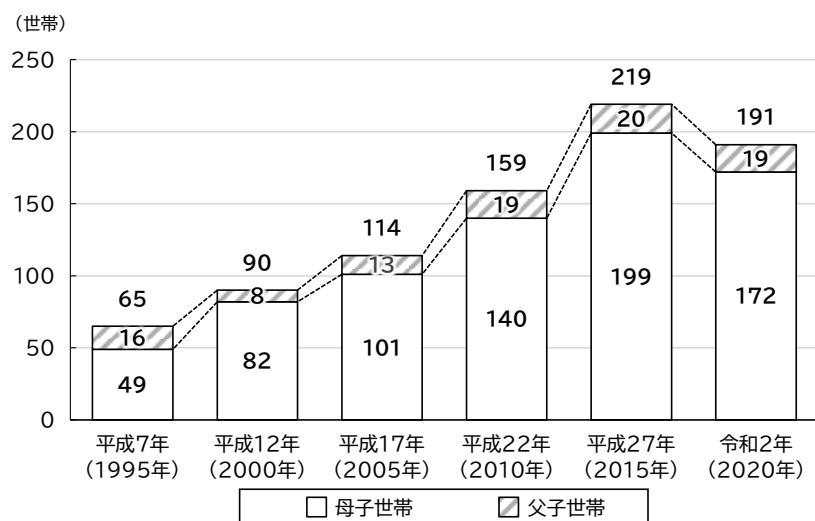
各年度3月31日

(3) 支援が必要な子どもに関する状況

1)ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯は、平成27年まで増加していましたが、令和2年に減少に転じています。令和2年では、母子世帯は172世帯、父子世帯は19世帯となっています。

【ひとり親世帯の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

2)児童扶養手当受給者数

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の子どもの生活を支えるために支給される手当です。

児童扶養手当受給者数は、令和3年度まで減少傾向でしたが、令和4年以降は増加傾向となっており、令和6年度は258人となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
児童扶養手当受給者数	251	244	237	244	243	258

各年度3月31日現在

3)特別児童扶養手当受給者数

特別児童扶養手当は、重い障がいのある子どもを育てる家庭を支援するために支給される手当です。特別児童扶養手当受給者数は、令和4年度以降増加傾向となっており、令和6年度は102人となっています。

【特別児童扶養手当受給者数の推移】

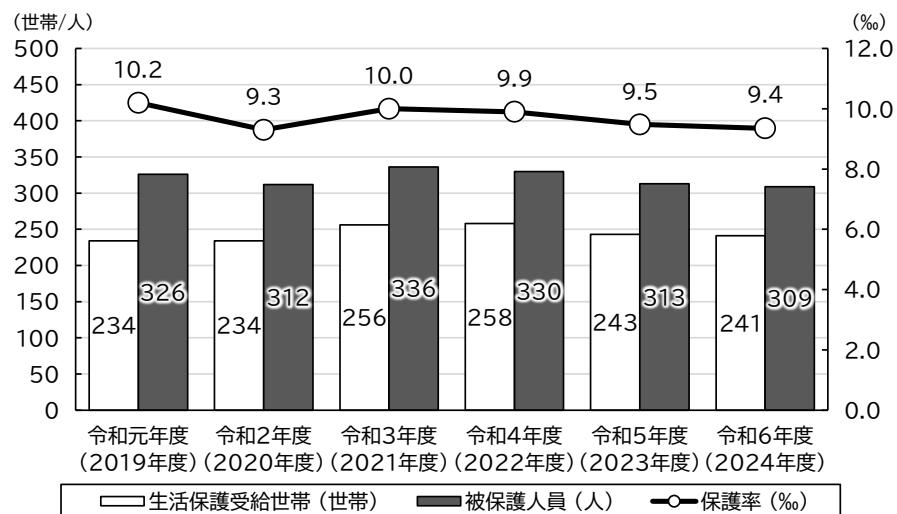
	(人)					
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
特別児童扶養手当受給者数	72	72	73	73	87	102

各年度3月31日現在

(4)生活保護受給世帯の状況

生活保護世帯数は、令和4年度の258世帯をピークに減少し、令和6年度は241世帯となっています。また、保護率は令和3年度以降減少傾向で推移しており、令和6年度は9.4%となっています。

【生活保護受給世帯及び被保護人員、保護率の推移】



各年度3月31日現在

(5)各種相談窓口における相談の状況

各種相談窓口における相談件数の推移をみると、相談件数全体は 3,000 件台で推移し、年度によって変動しています。

令和6年度は、「高齢者(新宮町地域包括支援センター)」が 2,295 件と最も多く、次いで、「生活困窮等(しごと・くらし相談室)」(473件)、「子ども・子育て(新宮町こども家庭センター はぐうる)」(364件)と続いています。特に、「高齢者(新宮町地域包括支援センター)」の件数が大幅に増加しており、令和元年度の 1,856 件から439件増えています。

【各種相談窓口における相談件数の推移】

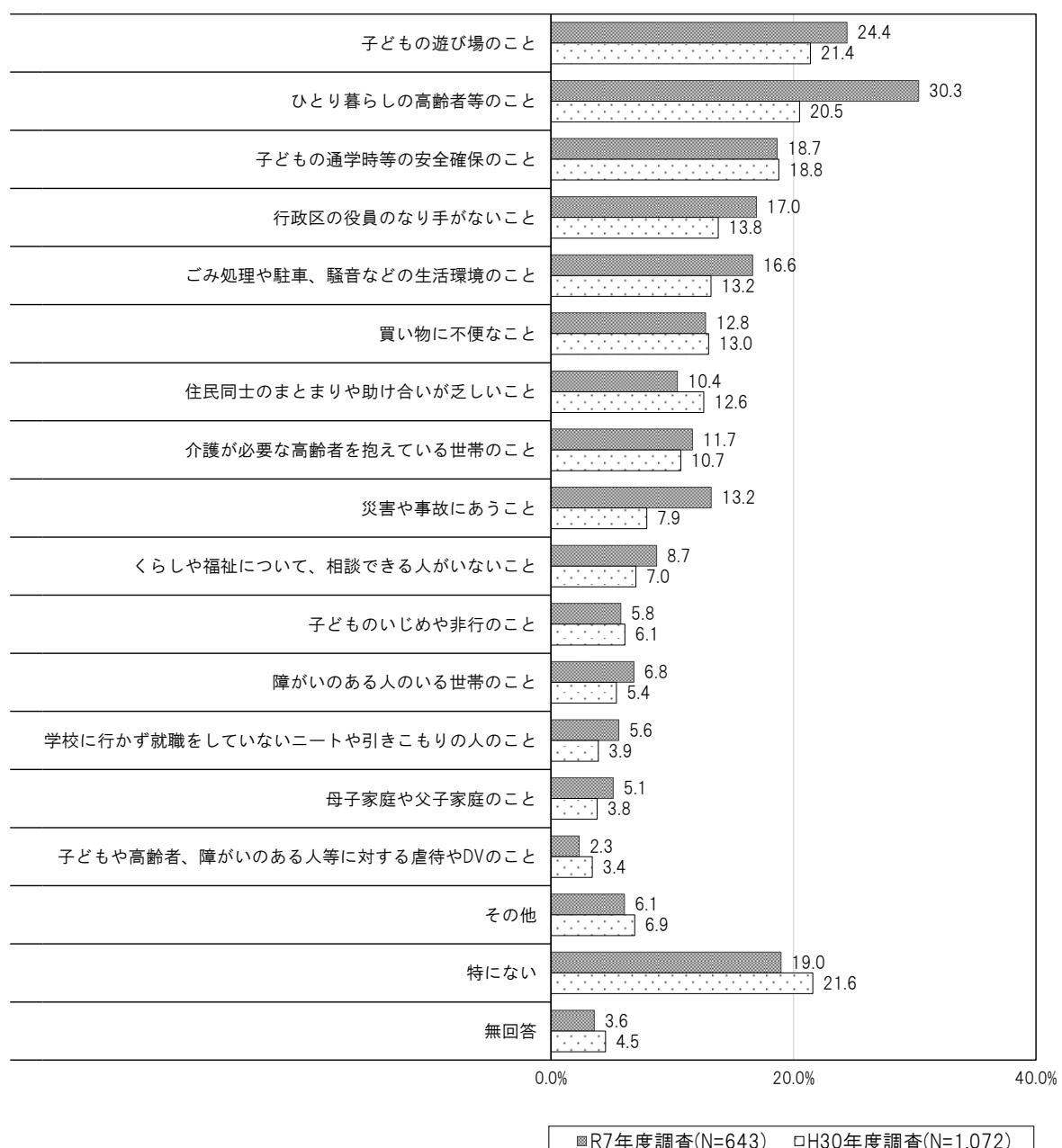
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
高齢者(新宮町地域包括支援センター)	1,856	1,785	2,083	2,005	2,210	2,295
障がい児・者(新宮町障がい者基幹相談支援センター)	473	485	184	136	39	49
子ども・子育て(新宮町こども家庭センター はぐうる)	201	128	350	425	328	364
児童虐待(こども家庭センター、宗像児童相談所)	13	19	36	41	53	48
生活困窮等(しごと・くらし相談室)	341	798	725	548	690	473
権利擁護・成年後見制度の相談(新宮町地域包括支援センター)	534	279	242	189	471	142
計	3,418	3,494	3,620	3,344	3,791	3,371

各年度3月31日現在

3 アンケート調査結果にみる地域の生活課題

(1) 地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題

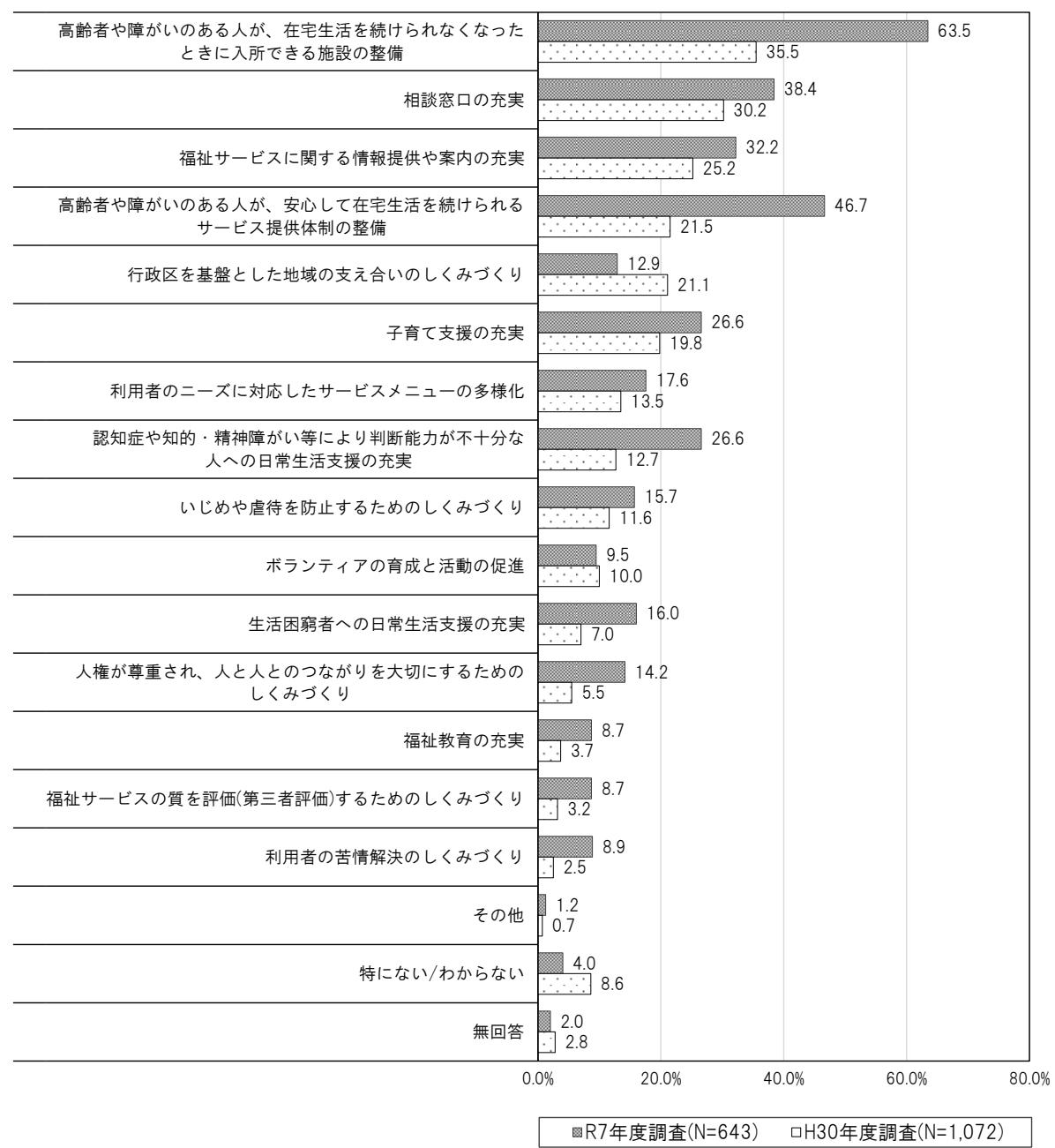
地域のことで「何とかしなければならない」と感じている問題としては、「特にない」を除くと、「ひとり暮らしの高齢者等のこと」が30.3%と最も高く、次いで「子どもの遊び場のこと」(24.4%)、「子どもの通学時等の安全確保のこと」(18.7%)、「行政区の役員のなり手がないこと」(17.0%)、「ごみ処理や駐車、騒音などの生活環境のこと」(16.6%)、「災害や事故にあうこと」(13.2%)の順に続いています。



資料:アンケート調査結果

(2)地域福祉充実のために町が優先的に取り組むべき施策

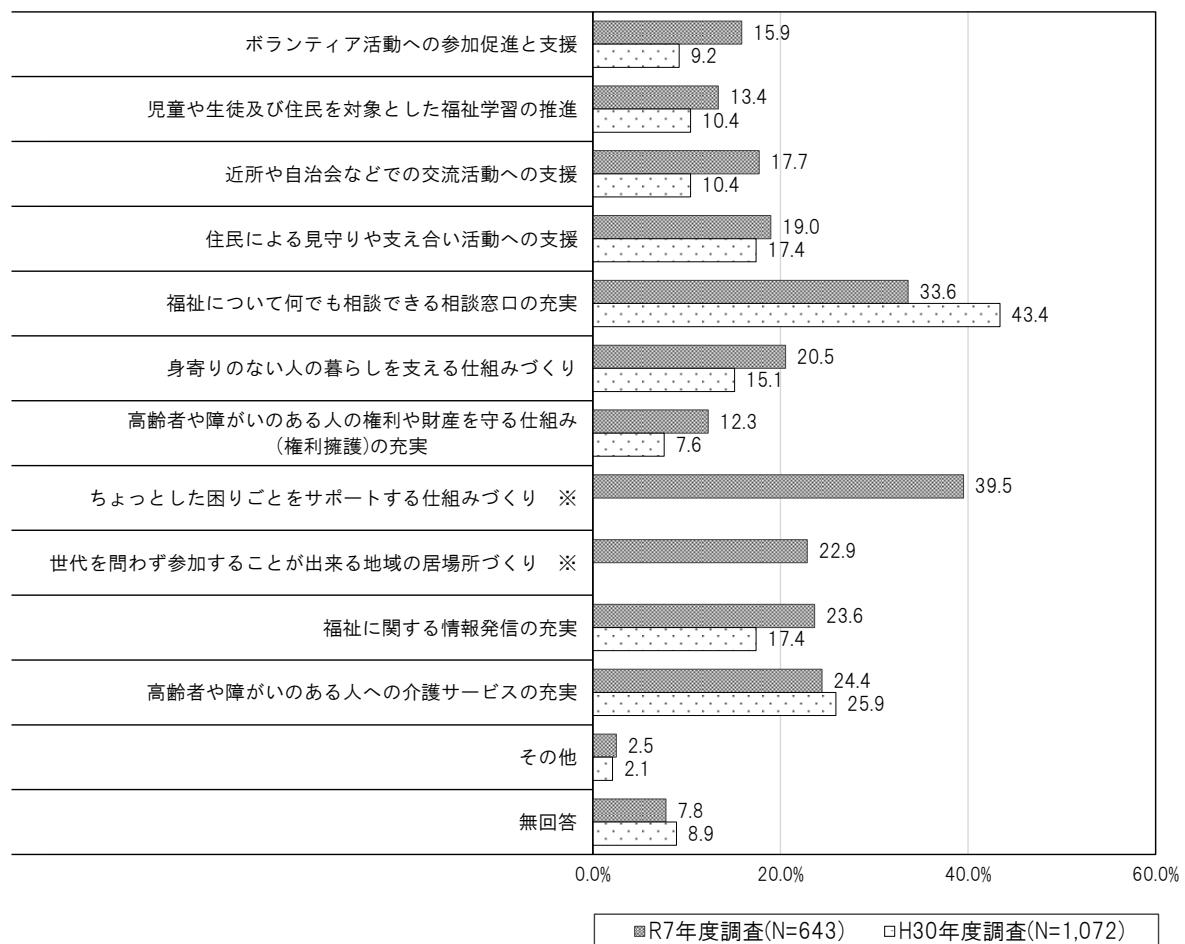
地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策としては、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなったときに入所できる施設の整備」が 63.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(46.7%)、「相談窓口の充実」(38.4%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(32.2%)、「子育て支援の充実」及び「認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人への日常生活支援の充実」(26.6%)と続いています。いずれの項目においても、H30年度調査よりも回答している割合が増加しています。



資料:アンケート調査結果

(3)新宮町社会福祉協議会の活動として、今後充実してほしいこと

新宮町社会福祉協議会の活動として、今後、充実してほしいこととしては、「ちょっとした困りごとをサポートする仕組みづくり」が 39.5%と最も高く、次いで「福祉について何でも相談できる相談窓口の充実」(33.6%)、「高齢者や障がいのある人への介護サービスの充実」(24.4%)、「福祉に関する情報発信の充実」(23.6%)、「世代を問わず参加することが出来る地域の居場所づくり」(22.9%)、「身寄りのない人の暮らしを支える仕組みづくり」(20.5%)と続いています。



資料:アンケート調査結果

(4)自由記述欄について

アンケート調査において、自由記述欄を設け、地域や福祉(地域福祉・高齢者福祉・障がい福祉・児童福祉・生活困窮・虐待・災害など)に関することについて、様々なご意見をいただきました。

自由記述欄では全体で151名からの回答がありました。

また、本計画において直接的に言及していない事項等についての意見は、関連のある事項について各施策担当部局に情報共有を行い、それぞれの施策において策定している計画や取組、事業への参考とさせていただいております。

No	分類	概要	件数
1	地域福祉	地域の対応や交通等 ・道路整備やコミュニティバスについて ・ゴミの収集方法について 他	60
2	高齢者福祉	高齢者に関する福祉 ・移動支援等について ・高齢者施設等について 他	23
3	障がい福祉	障がい者に関する福祉 ・障がい者情報提供の充実について 他	11
4	児童福祉	子どもや子育てに関する福祉 ・遊び場等について 他	51
5	生活困窮	生活困窮者や支援制度 ・物価高対策について 他	4
6	災害	災害に関する対応等 ・災害時の情報伝達について 他	21
7	その他	上記で分類できないか、分類の難しいもの	35

4 ヒアリング調査結果の概要

それぞれの団体・組織の活動の内容から、「高齢者」「障がい」「子ども」「その他(地域づくり等)」に区分し整理しています。

【調査協力団体・組織】

福岡療育支援センター いちばん星	下府二区環境・防犯パトロール隊
新宮町在宅介護者「こぶしの会」	湊坂生活支援ボランティア絆 BONDS
ブーケハウス	公益社団法人 新宮町シルバー人材センター
新宮町身体障がい者協会	社会福祉法人 新宮偕同園
新宮町遺族会	バルーンアート
傾聴ボランティア そら	新宮外あそびの会
新宮町手話の会	Tachibana All Powers
新宮町シニアクラブ連合会	NPO 法人市民のための後見 I'サポート

(1)活動の状況について

1)活動をする上で問題点や課題について

分野	回答の内容
高齢者	○新型コロナウイルス感染症の流行後、感染症がネックになっている。 ○職員の退職や物価高騰により、施設の維持だけで手一杯である。 ○会をバージョンアップすることや、客観的に評価することが難しい。話し合いは行っているが、会のすすめ方等悩んでいる。
障がい	○参加者が限定される。 ○活動時に送迎してくれる人(ボランティア・仲間)が足りないことがある。 ○総合学習の依頼が多数あるが、昼間に活動できる人数に限りがあり、協力が難しくなってきている。 ○地域の人たちとの交流の機会が持てない。 ○緊急時の避難訓練を毎年実施しているが、実際に避難所まで移動したことはない。医療的ケアの必要な子どもたちが避難する具体的なイメージができない。
子ども	○木登り、水遊び、火を使った活動等も行えると、活動が広げられる。
その他	○メンバーはすべてボランティアで、仕事をしながら運営を行っているため、活動時間に制限があり、地元の住民の高齢化等により、イベント等を開催する際にはマンパワーが不足する。 ○壮年、青年、男女含めた活動が必要 ○市民後見の担い手養成
共通	○会員やメンバーの高齢化による活動の継続、会員の減少

2)課題解決のために必要な取組について

分野	回答の内容
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民との交流、シニアボランティアの受け入れ ○他のつどいや学習会に参加し、資料を配布したり説明したりしている。 ○会員を増やすため、働くシニア世代への対応(勧誘)が必要
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○「リフちゃん」を動かせる人を増やしてほしい。 ○地域イベントへの参加 ○町や特別支援学校と一緒に避難訓練を行う。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○活動場所の調整
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事をしている世代に、空き時間でちょっと手伝ってもらえるようなことを考えたい。 ○世代を超えて、地域社会を超えて、困りごとの把握・解決 ○この先の活動を維持していくには地域の意識改革と協力が必要である。そのため、広域的に活動を理解をしてもらう必要がある。 ○広報活動

(2)新宮町の福祉課題解決のためのアイディアについて

1)あつたらいいなと思うボランティア活動について

分野	回答の内容
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○シニアボランティア活動 ○高齢者の移動支援
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○リフちゃんを確実に利用できる取組 ○親子療育やイベントの際の託児ボランティア(兄弟児等) ○お出かけの際の付き添い ○職場体験 ○町の人たちが遊びに来る、絵本の読み聞かせ ○町の人に団体を知ってもらう活動 ○行事やイベント時に子どもたちと一緒に何かを作ったり何かを披露してもらったり(例:手品やお話会のような)してくれる活動があるとよい。そのような活動をしている団体の総括を町でしたり、町のホームページから依頼できる仕組みがあると便利だと思う。
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と子どもたちをつなげるボランティア ○高齢者、独居者等の小さな困りごと解決ボランティア(現在も地区で行っているところもあるが、各地区にあつたらよい)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○おもちゃの病院(修理してくれる人) ○庭師さんではなくて、ちょっとした剪定ができる人 ○通院や買い物等の介助・支援 ○通院や買い物の付き添いはボランティアでも対応できるが、事故や万が一の事を考えると、車の運転は公的なサービスでの提供の方がよいと思う。 ○松林、森林浴や立花・相島地区の歴史の案内 ○孤独死の防止

分野	回答の内容
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○オレオレ詐欺等の防止活動 ○困りごと相談(蛍光灯交換等、分別収集、ゴミ出し活動の手伝い、空き家対策、老々介護、墓、家始末等) ○子育てと仕事(保育の送迎、転勤、ひきこもり、子ども食堂) ○里山保全活動 ○認知症力フェ ○有償ボランティア

2)今後やってみたい活動について

分野	回答の内容
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人連絡会への積極的な参加 ○フードパントリー ○ひきこもり支援(配食事業) ○高齢者の健康づくり(健康寿命を延ばす取組) ○子育て支援、放課後児童クラブ等
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○仲間を増やすための対外的な宣伝活動 ○九州場所の時のお相撲さんとの交流(親子でちゃんこ作り体験等) ○様々な部活動のようなことをしてみたい。(体育館で行う球技や皆で調理台に入れるクッキング等)
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園、認定こども園入園児が増えてきている中、入園せずに子育てしている保護者と子どもたちの交流
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○第2土曜日の町のグラウンドの活用(公園で遊べない子どもたちのために解放されているグラウンドの活用) ○他のボランティア団体との協働 ○各種ゲーム大会で居場所づくり ○料理教室、手芸(洋裁)教室

3)今後やってみたい活動を行うために必要なこと

分野	回答の内容
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に参加できるような呼びかけ ○人材 ○「ひと・もの・こと」への対応、活用
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ○活動参加者の送迎 ○社協から、仲間になれそうな人への声かけ ○活動スペース(車いすが入っても大丈夫な広い部屋、活動に必要な設備があること等)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちの遊びを見守ってくれる人、大人のあたたかな見守り ○活動のキーマンとなる人材が必要。人材育成は大きな課題である。 ○腕に覚えのある人(経験者)の活用
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○活動資金

(3)地域福祉活動について

1)各地域の福祉活動で協力できそうなこと

分野	回答の内容	
高齢者	○町及び地域での福祉活動 ○高齢者・障がいのある方への支援、隙間的なサービス、公的支援の対象外のサービス等 ○学童通学路見守りサービス ○空き家対策、空き家の管理・清掃・草刈り・草取り等	
障がい	○ゴミ拾い ○公共の場の清掃作業 ○地域に肢体不自由なお子さんたちがいることを理解してもらうための車いす体験等、子どもたちとの交流活動もできると思う。	
子ども	○各地域での活動に用具等を貸し出すこと ○各地域で、外遊びの場が広がるように立ち上げの協力	
その他	○サロンのスタッフ ○竹及び竹灯籠等の提供 ○出張カフェ	○傾聴講座 ○話し相手 ○行政や社協との共同事業、広域での活動

2)協力の妨げになること

分野	回答の内容	
障がい	○プライバシー、個人情報の問題、保護者の意向 ○日々の業務が多く忙で打ち合わせが簡素化できないと難しい。	
その他	○困っている人がいたら、手を差し伸べたいと思っているが、安く便利に利用できると考えている人がいること ○役所頼み、ボランティア頼み、バランスが難しい。	
共通	○人材難、活動人員の不足、会員の高齢化	

(4)その他、町の地域福祉について

分野	回答の内容	
高齢者	○坂の多い地域では、移動の問題が一番と思う。 ○新宮町は福祉活動は充実していると思うが、いろいろな活動があることを知らない人が多いと思う。周知が必要だと思う。	
障がい	○以前あっていったような福祉まつりを復活させて、障がいのある方と健常者の共生を図ってほしい。 ○活動する仲間を増やしたい。町内にも障がいを持っていても、ともに活動したい人がいると思うが実情はわからないため、社協等で声かけしてもらいたい。 ○本当に必要な人(ひきこもっている人)に届いているのか。(例)こども食堂に本当に困っている人が来ているのか。 ○避難場所の拡充	
その他	○ふれあい交流館に行きづらい。車が運転できなくなるとなおさらである。 ○福祉バスの活用、ワゴン車等小回りの利く車両の運行。	

5 第2次計画の実施状況及び課題

(1)第2次計画の評価の概要

第2次計画では、4つの基本目標を定め、基本目標を達成するために取り組んできました。具体的な取組の内容について、担当課の評価に基づき全体の評価を行いました。

1)評価方法

- ① 基本目標ごとの【行政が取り組むこと】について、具体的に取り組んだことや成果、課題や問題点を整理し、その取組に対して点数で評価
- ② ①の合計点数を取組の総数で割って、平均を算出

【取組の評価基準】

- | | |
|-------------|------|
| 予定通り取り組んでいる | : 3点 |
| やや取組が遅れている | : 2点 |
| 全く取り組めていない | : 1点 |

【評価の評価基準】

- | | |
|----------------|--------------------|
| A(平均 2.5 点以上) | : 十分取り組むことができた |
| B(平均2~2.5 点未満) | : ある程度取り組むことができた |
| C(平均 1.5~2点未満) | : あまり取り組むことができなかつた |
| D(平均 1.5 点未満) | : 取組が進まなかつた |

2)評価結果

基本目標	基本目標達成のための取組	平均	評価
基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり	(1)地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発	3.0	A
	(2)地域交流の促進	2.8	A
	(3)地域における支え合いとボランティア活動の促進	2.8	A
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり	(1)地域の見守りネットワークの構築	2.7	A
	(2)災害に強い地域づくり	2.0	B
	(3)地域における防犯・交通安全対策の促進	2.8	A
基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり	(1)地域における健康づくりの促進	3.0	A
	(2)生きがい活動の促進	3.0	A
基本目標4 適切な福祉サービスが利用できる地域づくり	(1)情報提供及び相談支援体制の充実	3.0	A
	(2)地域のニーズに対応したサービス基盤の整備	2.0	B
	(3)権利擁護の充実	2.6	A

(2)第2次計画の評価結果

基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

取組	(1)地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発	評価 A
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員、福祉委員、社会福祉協議会と協働して地域福祉の推進をしています。しかし、高齢化や共働きの増加等の様々な理由により、地域活動の担い手が不足しているため、人材の育成を図るとともに、今後も持続可能な活動の推進を継続的に行う必要があります。 ○地域が主体的に人権学習に取り組むため、行政区の中心を担う人材を対象とした指導者学習会や希望する行政区の住民を対象とした人権学習会を実施していますが、新型コロナ感染症の流行以降、実施する行政区が減っているため、改めて啓発を行う必要があります。 ○町内施設の福祉教育推進員、社会福祉法人連絡会、ボランティア、福祉団体、民生委員・児童委員、福祉委員等の協力を得ながら、障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動に取り組んでいます。 ○町内施設の福祉教育推進員、社会福祉法人連絡会、ボランティア、福祉団体、民生委員・児童委員、福祉委員等の協力を得ながら推進を図っていますが、今後は地域課題を知り、自分たちにもできる福祉活動(社会貢献)につながるよう、中学生や高校生が行政区福祉会やボランティアと関わる機会を意図的につくっていく必要があると思われます。 (社会福祉協議会) 	
取組状況と課題	(2)地域交流の促進	評価 A
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の交流に関する情報等があった場合は町の広報誌により周知していますが、すべての情報を広報することはできていないため、関係機関等と更に協力し、必要に応じた地域交流の現状を周知していくことが必要です。 ○福祉センターでは、大広間の利用予約がない時は、かんがるーひろばに来た子どもたちが自由に遊べるように開放をしています。また、誰でも貸館予約なしに利用できる冷暖房完備のフリールームを設置し、交流の場づくりを支援しています。今後は、ふれあい交流館のシルバー人材センターとシニアクラブ連合会の間の広い廊下スペースの活用等、休憩や談笑ができるような場づくりを進めることができます。 ○23行政区38カ所で地域サロンが開催されています。子育てサロンは減少傾向ですが、誰でも参加できるサロンが増えてきています。行政区福祉会以外にもしんぐるっくから誕生した団体主催による地域での居場所づくりも開催され広がりつつある一方で、「地域共生社会」により近づけていくために、行政区の垣根や属性(年齢等)の垣根を越えた居場所として機能するようはたらきかける必要があります。(社会福祉協議会) 	

取組	(3)地域における支え合いとボランティア活動の促進	評価 A
	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌への掲載や啓発旗の設置等により、民生委員・児童委員の活動を周知しています。また、福祉委員との合同研修や「町民のつどい」や社会教育団体等への参加も積極的に行い、スキルアップの機会の確保を行っています。 ○小中学校では、社会福祉協議会と連携し、募金収集活動や地域交流活動等、様々なボランティア活動を実施しています。各学校における様々な活動を通して、ボランティアを「学び」として児童生徒への動機づけ(インプット)はできていますが、今後は活動を通して学んだことを学校や地域へ発信する機会(アウトプット)の確保を行っていく必要があります。 ○社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアや福祉団体、NPO等が福祉センターでいつでも活動に取り組めるように、優遇措置をとっています。今後は、福祉センターがボランティア等の活動を行う最適な施設であることを広く周知し、新たなボランティア等の創設につなげていくことが必要です。 ○令和6年4月に設置したこども家庭センター「はぐうる」等で、子育て中の社会参加等を支援する施策を行っています。価値観の多様化が進み、それぞれの家庭が描くライフスタイル像も様々であるため、支援を必要とする人が適切な支援を利用できるよう、サービスの啓発・周知を行っていくことが必要です。 ○全行政区福祉会訪問や福祉委員訪問記録票を通した情報共有等により、地域の実情を把握することに努めました。地域住民の協力がなかなか得られないという悩みをもつ行政区福祉会が多い様子があり、これから高齢化が進んでいく中、民生委員や福祉委員だけでなく、地域住民の協力を得られるようなはたらきかけが必要と思われます。(社会福祉協議会) 	
取組状況と課題		

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

取組	(1)地域の見守りネットワークの構築	評価 A
取組状況と課題		
	<ul style="list-style-type: none"> ○年1回見守りネットワーク協議会を開催し、ネットワークの構築を支援しています。 ○見守りの協力事業所との連携により、孤立者の早期発見と問題の早期解決を目指す体制づくりを実施しています。日頃の見守りはもとより、緊急時や災害時の地域における助け合いについても担い手が不足しているため、地域住民の見守り活動への参加促進を図る必要があります。 ○高齢者に関する相談は地域包括支援センターに入り、必要に応じて医療機関や介護事業所、民生委員等と連携を図りながら支援しています。相談件数は年々増えているため、協力・連携体制の強化が必要です。 	

取組	(2)災害に強い地域づくり	評価 B
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○各行政区や各種団体等で防災研修会を実施しており、その際に、複数の防災情報を受け取り判断することの重要性を説明しています。 ○令和元年度から令和6年度までの間に避難行動要支援者の名簿は作成していますが、個別避難計画を策定することはできていません。令和7年度からモデル地区(3行政区)で計画を作成し、その成果を踏まえて対象者の優先度を定め、段階的に作成を進め、全体の整備を進めることとしています。 ○避難行動要支援者制度については、家族や地域住民の理解が必要であるため、冊子の配布や広報、ホームページ等により、広域に周知し、普及啓発することが必要です。 ○福祉避難所を指定していますが、その施設管理者との協議や福祉避難所に避難する必要がある人の個別避難計画の策定には至っていません。 ○災害時の相互支援にむけ、粕屋地区における研修と併せて、県社会福祉協議会のモデル指定を受けて「多様な主体が連携した被災者支援活動」について学ぶ研修会を実施。実施にあたり、協働を意識し町内企業や NPO 等へも研修参加案内をしました。協働の意識付けと合わせて実際の動きに合わせて、行政や企業等との協議や研修の場が必要だと感じました。(社会福祉協議会) 	
取組	(3)地域における防犯・交通安全対策の促進	評価 A
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯灯については、各行政区の要望を確認しながら計画的に新設・維持管理を行っています。また、防犯カメラや災害カメラについては、毎年計画的に点検を実施し、不都合があれば修繕しています。 ○警察や防犯協会等と連携し、情報を共有しています。 ○駐輪場での自転車泥棒に対する啓発活動や、商業施設での特殊詐欺の啓発活動を実施しています。今後さらに防犯意識の高揚を図るため、防犯フェアのような催しの開催を検討していますが、住民の防犯意識を高めること、防犯フェアへの参加者を増やすことが課題となっています。 ○高齢者等を狙った悪徳商法について、被害報告等については、高齢者やその家族だけではなく、多世代にも知つてもらう必要があるため、消費者相談センター担当課等とともに啓発する必要があります。 ○警察や町交通安全指導員会と連携し、各小学校や幼稚園等で交通安全教室を実施しています。また、商業施設で交通安全の啓発活動を実施しています。 	

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

取組	(1)地域における健康づくりの促進	評価 A
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やインスタグラムで定期的に健康についての情報を発信しています。また、「いきいき運動・健康フェスタ」を開催し、幅広い世代に対し健康増進に関する情報の提供や軽スポーツを体験する機会を提供しています。 ○国保加入者に対し、個別に(特定)健康診査の受診勧奨はがきを送付し、毎年の健診受診を勧奨しています。また、前年度特定健診の結果で生活習慣の改善が必要と診断された人で、今年の特定健診未受診者に対して、個人宛の受診勧奨通知を行っています。 ○特定健診の結果、生活習慣の改善が必要と診断される人に対して、教室形式の集団教育や個別の保健指導を行っています。 ○集団健診(夜間や土日も実施)、個別健診を実施しており、受診しやすい環境づくりに取り組んでいます。特定健診の受診率は増加傾向にありますが、国の目標値には到達していません。 ○社会福祉協議会の出前講座の中に、「腸の健康」「骨盤体操」等のメニューがあり、企業等が社会貢献の一環として実施されています。そのような出前講座を地域に周知し、活用を促しています。(社会福祉協議会) 	
取組状況と課題	(2)生きがい活動の促進	評価 A
	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる世代を対象とした生涯学習講座を年間を通じて開催し、学びのきっかけづくりを行っています。しかし、講座の参加者が受講生にとどまっているため、自主活動やサークル活動につなげ、学び続けられる基盤をつくっていく必要があります。 ○シルバー人材センターへの登録を呼びかけるパンフレットを掲示をしています。課題として、登録している高齢者の数に対して仕事の需要が少ない時、就労の機会を確保することが難しい場合があります。 ○住民の文化・スポーツ活動の推進を図るため、スポーツ協会主催によるスポーツイベントをはじめ、軽スポーツ体験やプロバスケットボール教室、健康体験教室や、文化協会主催の小学生を対象とした夏休み体験教室を開催しています。イベントにおける世代間交流が十分に図られていないことや、子育て世代の参加が少ないため、今後は、幅広い世代がより主体的に参加できる仕組みづくりが必要です。 ○多世代が交流し活躍できる場づくりに向けた講座や、共生社会実現にむけて、日常生活の中での気づきや配慮について学び、理解者として、広く呼び掛けた講座を開催しました。(社会福祉協議会) 	

基本目標4 適切な福祉サービスが利用できる地域づくり

取組	(1)情報提供及び相談支援体制の充実	評価 A
取組状況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌やホームページ等で情報発信を行っています。また、福祉制度やサービスは内容が複雑であるため、窓口での案内や障がい者福祉の手引き等による、わかりやすい情報提供を行いました。 ○相談業務従事者の知識と技術向上のため、地域包括支援センター職員向け研修や外部研修等の定期的な受講や、粕屋管内の担当者間で情報交換や研修会の開催を行っています。 ○仕事くらし相談を継続して開設し、相談日以外での対応や相談室以外での対応もできるようにアウトリーチの取組を充実させています。また、役場窓口や社会福祉協議会との連携を図っています。困難事例の増加と、生活保護に陥らないよう、自立支援に向けて相談や食糧援助を行っていますが、物価高騰による経済的な問題が増加しており、生活保護に頼らざるを得ない事例が生じています。 ○困難事例の相談については、地域包括支援センターの3職種で対応し、必要時には関係機関との会議の開催、担当ケアマネジャーと同行訪問する等、役割分担し支援を行っています。対応の中で関係機関との連携を強化し、ケアマネジメント体制の充実を図ることができていますが、介護人材、介護保険事業所が減少しており、連携や協力体制を図る事業所が限られているため、今後の支援体制の構築が課題となっています。 ○地域サロンや協議体(しんぐるっと)、キャラバンメイトの活動等に参加し、住民や関係者の意見を聴きながら様々な地域課題に対し解決に向けて取り組んでいます。 ○広報紙やSNS等の媒体を活用し、必要な世帯に必要な情報が届くよう情報発信を行いました。また、令和6年度よりホームページをスマートフォン対応サイトにリニューアルし、より情報を探しやすい環境づくりに取り組んでいます。地域での見守り対象者は主に高齢者が増加しており、身近に相談できる場や人を増やすことが必要だと思われます。また、「社会福祉協議会が何をしているかわからない」という声がまだまだ多く、関係者だけでなく、広く住民に知ってもらえるよう啓発に力を入れる必要があります。(社会福祉協議会) 	

取組	(2)地域のニーズに対応したサービス基盤の整備	評価 B
取組状況と課題	<p>○これまでには、介護保険サービスの利用で地域での在宅生活を維持してきましたが、近年は介護人材及び介護保険事業所は減少傾向です。また、健康な在宅生活維持を目標に、住民主体の取組を開始する地域も出てきています。このため、今後は、地域の共助体制やボランティア等の育成、活用を促進していく必要があります。</p> <p>○地域ケア個別会議を開催することにより、そのケースから見えてくるニーズや不足する資源について、抽出・把握するとともに、実現可能なものについては、協議体(しんぐるつと)と連携し、その整備ができるように進めています。しかし、すぐには整備・実現できない事柄もあり、特に単独課でのみの対応では困難なものも多いため、町として今後どのように取り組んでいくのかが課題です。</p> <p>○生活支援センター養成講座の実施後、新型コロナ感染症の影響もあり、センター(受講者)と活動のマッチングができておらず、活動ができていない状況です。そのため、生活支援センターとはどのようなことを担うのか、活動までの流れ、センターの活動が広がるための体制についての見直しが必要です。</p> <p>○新型コロナ感染症の流行時は、3つのグループに分かれて話し合いを行い、生活支援と居場所づくりをおこなうボランティアが発足しています。現在は、生活支援について話し合いを行っています。</p> <p>○新型コロナ感染症の影響や包括支援センターの職員体制が不十分のため、地域ケア推進会議の開催が難しい時期もありましたが、開催方法等を調整して実施し、多職種で意見交換しています。課題解決に向けた意見交換の充実を図るため、推進会議の運営方法の見直しを行っていくことが必要です。</p> <p>○生活支援コーディネーター(SC)として、これまでしんぐるつとで協議してきた内容を取りまとめ、行政区福祉会訪問を通じて全行政区へ報告しました。その際に高齢者だけでなく、障がいのある人や子ども等を含め、広く助け合い・支え合いの地域づくりや居場所づくり等に取組む活動が広がることを意識し、モデル事業を実施しました。地域ケア会議やしんぐるつとに参加する中で、地域活動を支援するために企業等の協力の必要性を感じました。ふくしのアンテナSHOPの推進継続と併せて、今後もさらなる協力企業の発掘に努めます。(社会福祉協議会)</p>	

取組	(3)権利擁護の充実	評価 A
取組状況と課題		
	<p>○市民後見養成講座は、専門性が高く、町だけでは対応が困難であるため、NPO法人と連携して実施しています。また、社会福祉協議会とも連携し、相談体制の充実や自立支援サービスの推進をしています。</p> <p>○高齢者虐待防止に向け、住民や介護事業所・職員に向け、チラシやホームページで周知・啓発を行っています。虐待が疑われるケースについては、各関係機関と連携し、対応していますが、虐待指定されている件数は増加しているため、今後も周知・啓発が必要です。</p> <p>○児童虐待に関しては、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して支援を進め、虐待の発生予防の取組を進めています。今後は、地域住民(特に小学生の保護者)に虐待予防の周知を図ること、小中学校や幼稚園・保育園等の子どもの所属機関における虐待予防に関する意識向上が必要です。</p>	

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

みんなの力で人にやさしい地域づくり

2 計画の基本目標

本町の地域福祉の課題を踏まえ、本計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

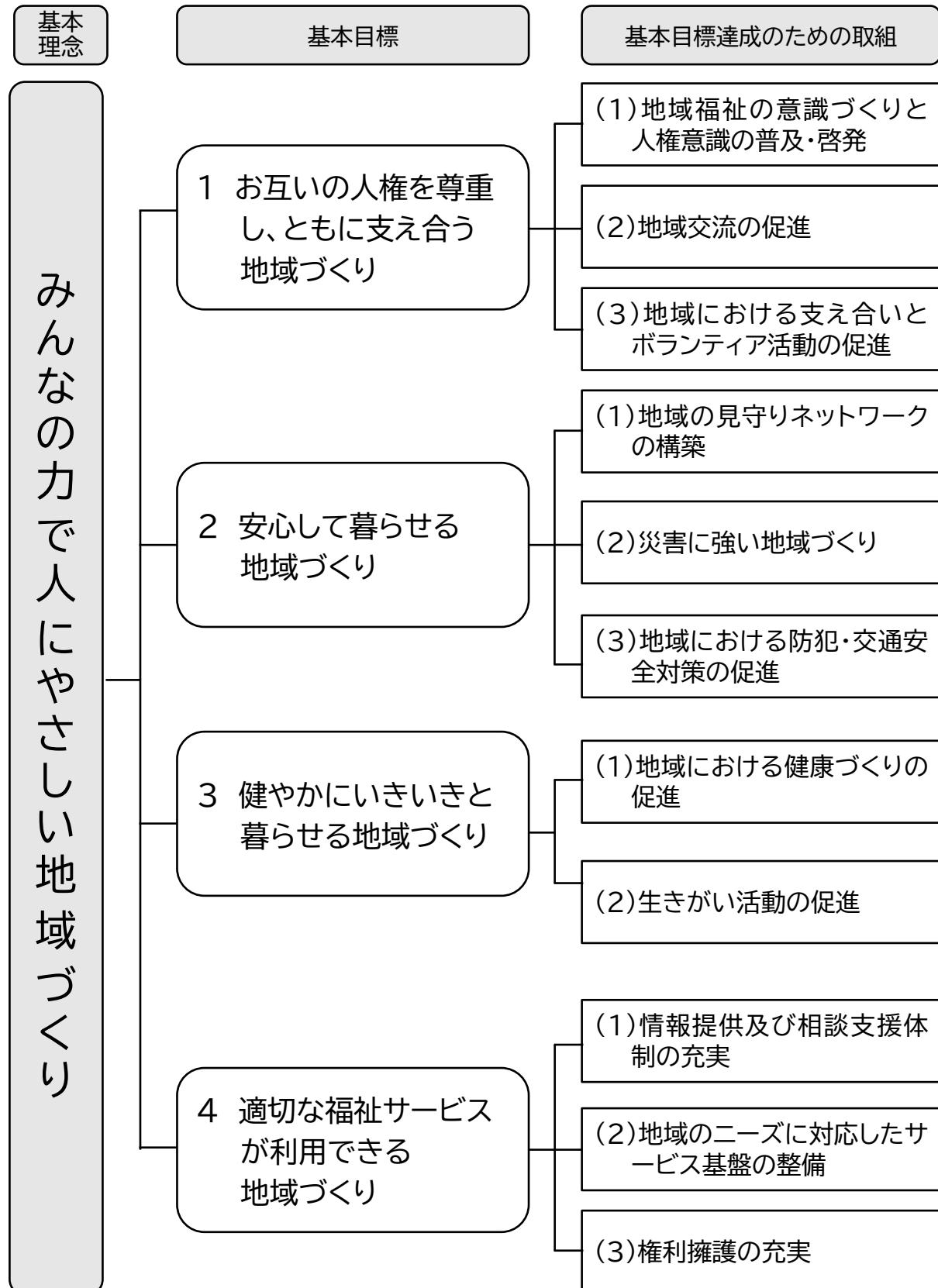
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

基本目標4 適切な福祉サービスが利用できる地域づくり

3 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取組項目を設定し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取組を明らかにします。



第4章 基本目標ごとの取組

基本目標1 お互いの人権を尊重し、ともに支え合う地域づくり

1 地域福祉の意識づくりと人権意識の普及・啓発

(1) 現状と課題

アンケート調査結果では、地域生活の中で起こりうる問題に対する住民相互の自主的な協力関係の必要性について、「必要だと思う」と回答した割合は 63.3%となっており(図4-1参照)、前回調査(80.8%)より 17.5 ポイント減少しています。必要性を感じている人の割合は過半数を占めているものの、前回調査より減少がみられるため、協力の必要性を実感できるような具体的な活動や、世代を超えた交流の場づくり等、新型コロナウイルスの影響等で希薄になっている共助の意識を再び高めていくことが求められます。

また、地域の福祉課題への関心について、『関心がある』(「とても関心がある」(13.5%)と「ある程度関心がある」(69.5%)の合計)と回答した割合は 83.0%となっており(図4-2参照)、年齢階層別にみると、いずれの年代においても『関心がある』と回答した割合は半数を超えており、地域の福祉課題に関心がある若い世代も解決を目指す活動に参加できる環境を整え、関心のある人が実際に行動できる機会を増やすことが求められます。

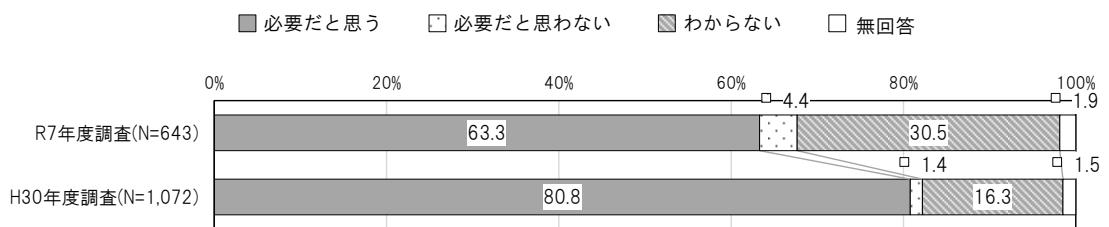
(2) 今後の取組

隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識の啓発を図るとともに、地域における活動への積極的な参加を促進します。

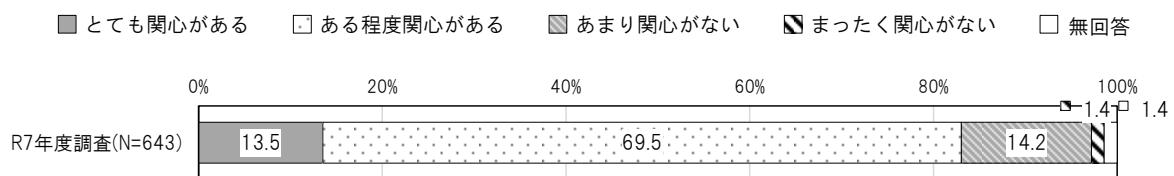
また、福祉を担う人材への人権研修はもとより、学校、行政、社会福祉協議会の連携の下、人権教育・福祉教育の充実を推進し、住民全体の人権意識・福祉意識の向上を図ります。

また、地域には、男性、女性、性的少数者、子どもや高齢者、認知症の人、障がいのある人、外国人等、さまざまな人が暮らしています。本町では、「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、さまざまな場で人権教育・啓発を推進していますが、今後は民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉を担う人材はもとより、広く住民を対象とした人権研修等により人権意識の向上を図ることも重要です。貧困や失業に陥った人々、障がいや認知症を有する人々、外国人、LGBTQ 等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合するという「地域共生社会」の視点に立って、共生感あふれる支え合いの地域づくりを推進していく必要があります。

◆図4-1 あなたは、地域生活の中でおこる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか



◆図4-2 あなたは、地域の福祉課題(ひとり暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など)に関心をお持ちですか



	合計	とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	無回答
全体	643 100.0%	87 13.5%	447 69.5%	91 14.2%	9 1.4%	9 1.4%
性別	男性 100.0%	290 13.4%	39 66.2%	51 17.6%	5 1.7%	3 1.0%
	女性 100.0%	340 13.2%	45 73.5%	38 11.2%	3 0.9%	4 1.2%
	不明・答えたくない 100.0%	8 37.5%	3 37.5%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%
年代	10歳代 100.0%	9 11.1%	5 55.6%	2 22.2%	1 11.1%	0 0.0%
	20歳代 100.0%	27 18.5%	5 63.0%	5 18.5%	0 0.0%	0 0.0%
	30歳代 100.0%	46 13.0%	6 56.5%	26 26.1%	2 4.3%	0 0.0%
	40歳代 100.0%	107 9.3%	10 77.6%	12 11.2%	2 1.9%	0 0.0%
	50歳代 100.0%	113 11.5%	13 67.3%	24 21.2%	0 0.0%	0 0.0%
	60歳代 100.0%	93 14.0%	13 71.0%	12 12.9%	1 1.1%	1 1.1%
	70歳代 100.0%	162 10.5%	17 75.9%	17 10.5%	2 1.2%	3 1.9%
	80歳以上 100.0%	80 27.5%	22 60.0%	48 7.5%	6 1.3%	3 3.8%
校区	立花 100.0%	31 16.1%	5 71.0%	22 9.7%	3 0.0%	1 3.2%
	新宮 100.0%	348 12.1%	42 69.0%	240 15.8%	55 2.0%	4 1.1%
	新宮東 100.0%	130 16.2%	21 70.0%	91 13.1%	17 0.0%	0 0.8%
	新宮北 100.0%	76 14.5%	11 68.4%	52 17.1%	13 0.0%	0 0.0%
	相島 100.0%	6 16.7%	1 66.7%	4 0.0%	0 0.0%	1 16.7%
	分からず 100.0%	8 0.0%	0 87.5%	7 0.0%	0 12.5%	0 0.0%
	その他 100.0%	38 18.4%	7 73.7%	28 5.3%	2 2.6%	1 0.0%

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域に関心を持ち、地域への理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事等に積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 一人一人が人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようになります。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、地域に暮らす一人一人がお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域の行事や活動を通じて、地域の生活課題について話し合う機会をつくります。
- 公民館出前講座等を開催し、地域福祉について学ぶ機会をつくります。
- 住民同士の自主的な話し合いの中で、地域参加の意識付けを行い、地域活動の習慣化を図ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供や、現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 高齢者や障がいのある方の疑似体験講座等、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- ともに生きるための地域づくりを考えることができる住民を育むふくし学習を町全体へ広げていくために、ふくし学習のプラットフォーム化を目指していきます。
- 多様な人々と直接出会い、開かれた対話ができるふくし学習を目指します。

【行政が取り組むこと】

- 「第6次新宮町総合計画」や各個別計画に基づく住民との協働の推進や、福祉教育、各種講座の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行うとともに、先進的な他地区の取組内容等に関する情報提供を行います。
- 「新宮町人権教育・啓発基本指針」を踏まえながら、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 機会をとらえて、社会福祉施設職員や民生委員・児童委員等、地域福祉を担う人材を対象に人権に関する基礎的な研修や、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法等、差別解消を目的とした法律を盛り込んだ啓発を実施し、人権意識の向上を図ります。
- 福祉教育の充実により、心のバリアフリーや地域共生社会の理念の浸透を図ります。
- 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。

2 地域交流の促進

(1) 現状と課題

近所の人との付き合いの程度について、「積極的に親しく付き合っている」が 5.8%、「親しく付き合っている」が 28.3%となっており、合わせて 34.1%の人が『親しく付き合っている』と回答しています(図4-3参照)。さらに、近所の人との付き合い方についての考えでは、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が 34.8%と最も高く、次いで「わざわざと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」が 28.6%、「なくても困らないので、あまりしたくない」が 14.6%、「わざわざことが多いので、あまりしたくない」が 10.4%と続いています(図4-4参照)。地域的なつながりが維持されている一方で、近所付き合いに抵抗感を持つ人が一定数いるため、地域との関わりを負担に感じないような仕組みや、気軽に参加できる取組の推進が求められます。

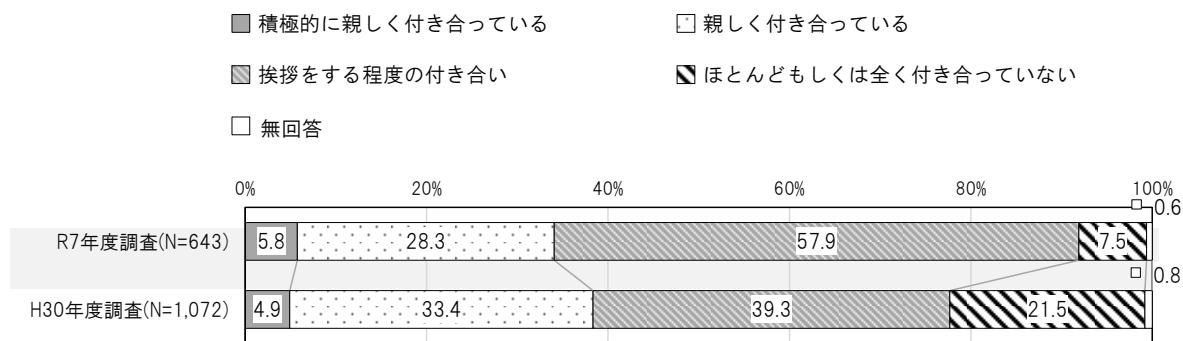
何らかの地域活動に参加したことがあると回答した割合は 64.5%となっており(図4-5参照)、前回調査(72.0%)より 7.5 ポイント減少しています。参加にあたっては、「活動する時間がない」(27.7%)、「参加するきっかけが得られない」(16.8%)、「身近に一緒に参加できる仲間がない」(15.6%)、「身近に参加したいと思う適当な活動や共感する団体がない」(15.1%)と回答した割合が高く(図4-6参照)、時間や仲間、情報不足が参加の妨げになっています。

また、地域における活動や行事がもっと活発に行われるために大切なことは、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」(53.3%)、「住民同士が困ったときに、今以上に助けあえる関係をつくる」(36.1%)、「交流の機会となる地域の行事をもつと増やす」(23.6%)が上位にあがっています(図4-7参照)。地域のつながりの強化は、活動への参加意欲の向上に関係するため、参加しやすい時間帯や活動内容の工夫、仲間づくりの支援、情報発信等により、無理なく参加できる環境づくりを進めることができます。

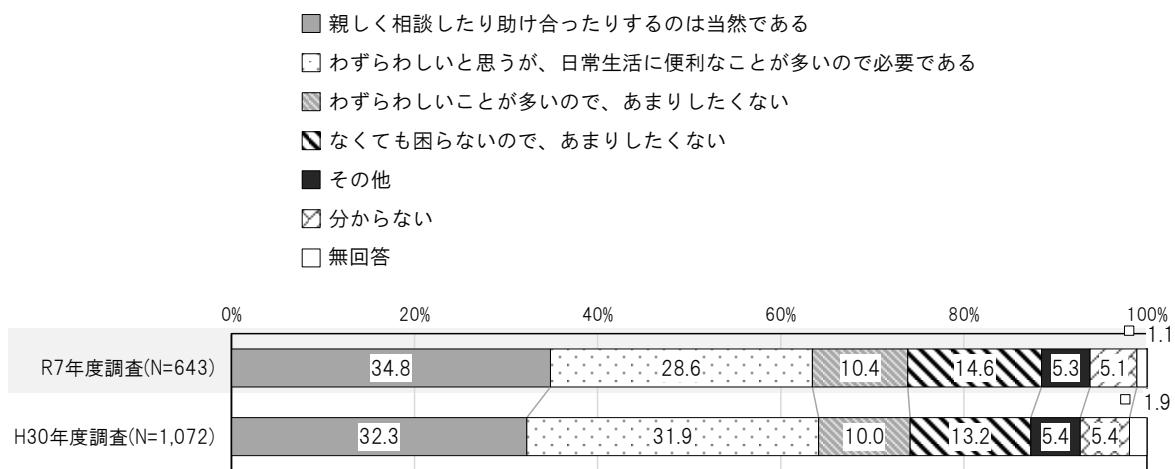
(2) 今後の取組

地域における住民の交流を促進するため、各種交流行事の情報発信を行うとともに、誰もが気軽に集うことができる交流スペースの確保と交流機会の充実を図ります。

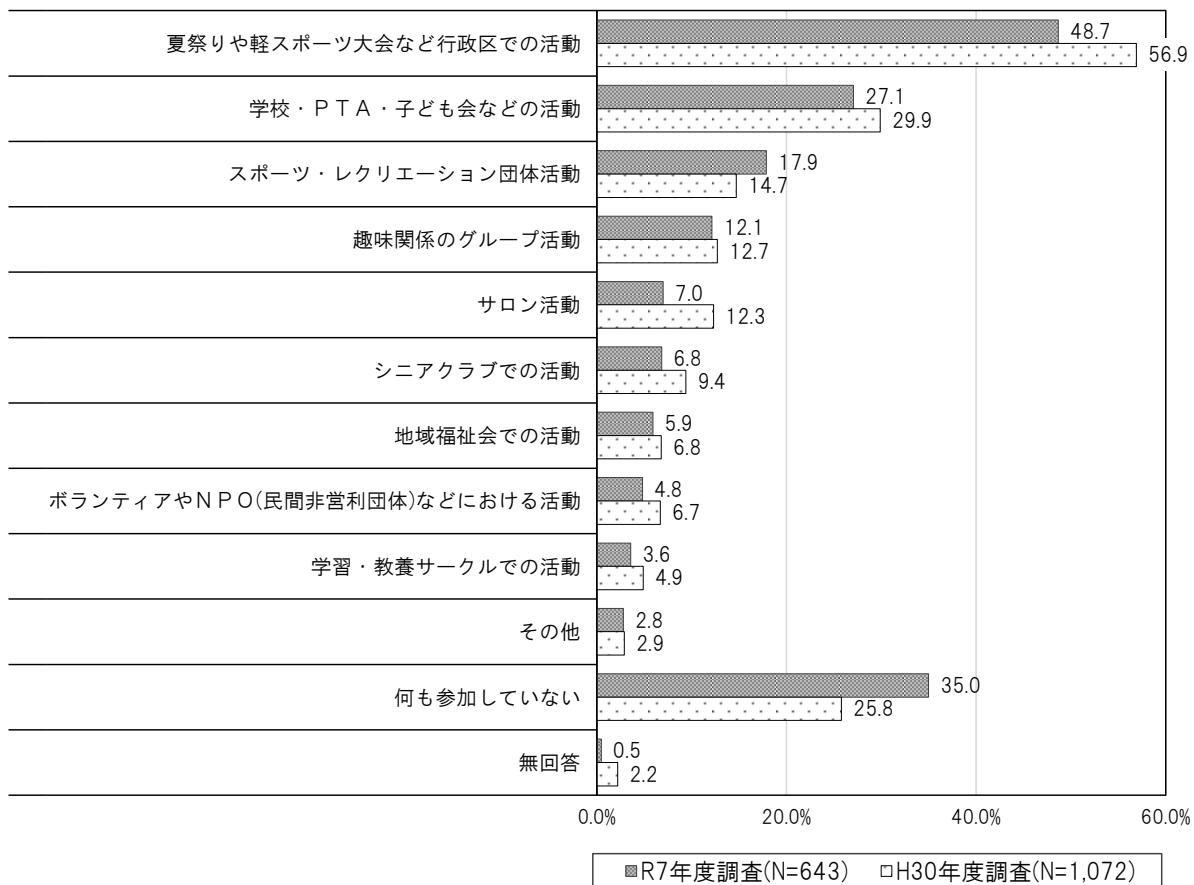
◆図4-3 御近所の人とどの程度のつきあいをしていますか



◆図4-4 御近所の人との付き合いについて、考え方を教えてください

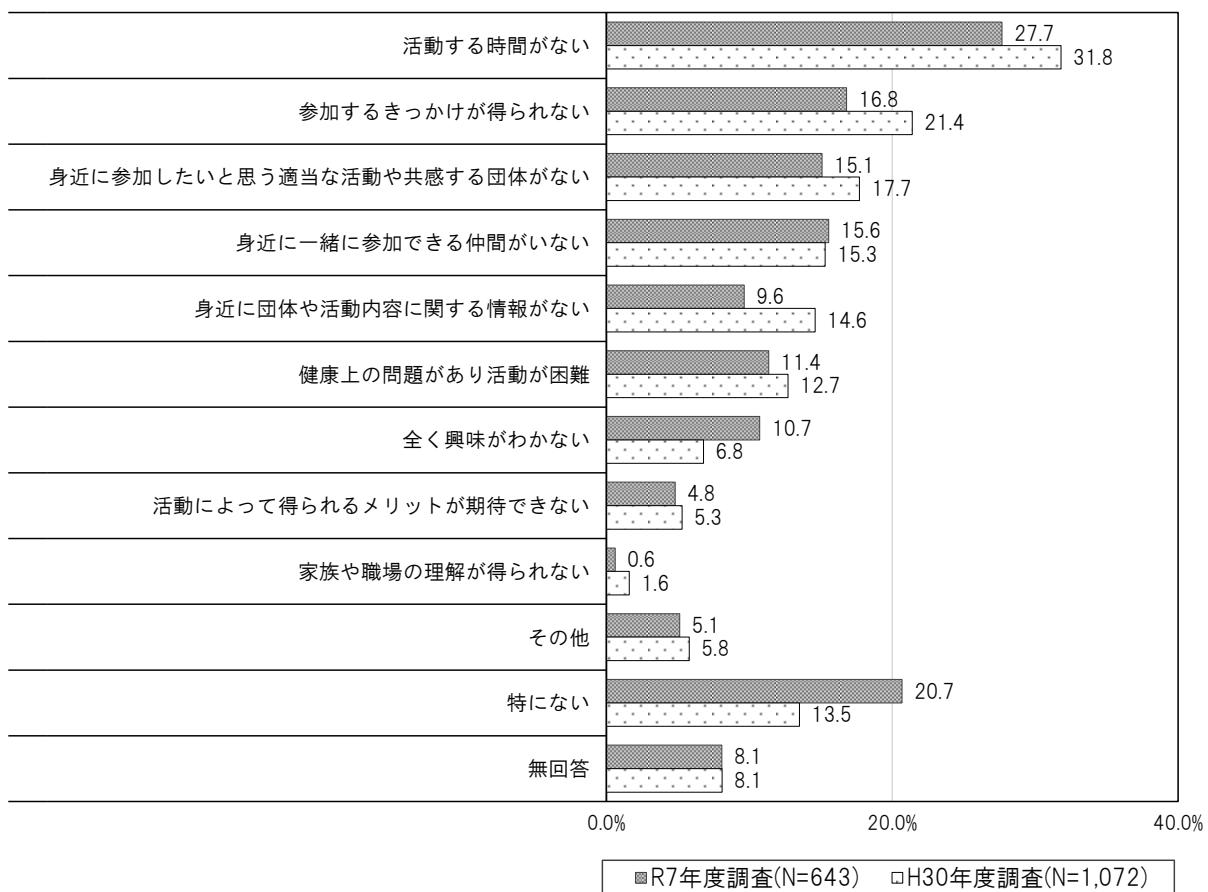


◆図4-5 地域の行事や活動へ参加していますか

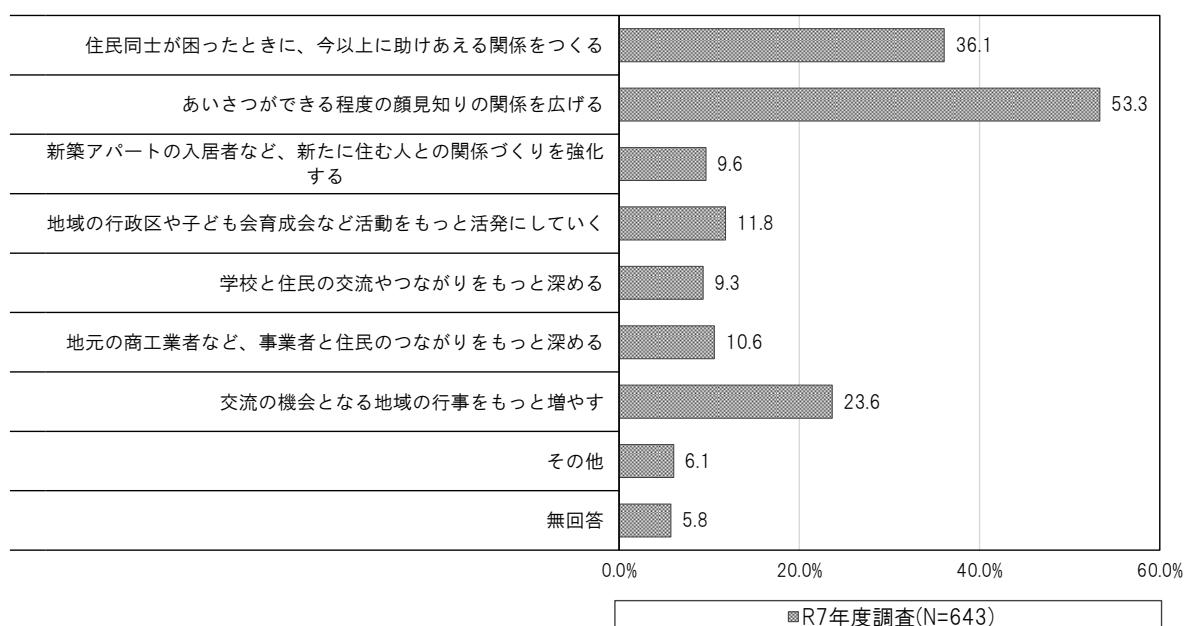


- その他記載
- ・地域清掃:5件
 - ・不燃ごみ対応・分別収集:3件
 - ・地区的秋祭り:2件
 - ・自治会活動:2件
 - ・草刈り
 - ・ジム
 - ・町のシニア体操教室に参加
 - ・町内シニアクラブにて活動に参加
 - ・引越しをしてきて間もなく参加できていない。
 - ・病気のため活動はほぼできない。

◆図4-6 地域活動に参加する際に苦労することはありますか
(活動に参加されていない方は参加できない要因について)



◆図4-7 地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思いますか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域の行事やイベント等、交流の場に積極的に参加します。
- 隣近所や趣味をともに楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
- 子育ての当事者は、子育てサロンや子育てサークルに参加する等、気軽に話し合える子育て仲間をつくり楽しむとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流し、「地域の子ども」として認識し、皆で子育てに取り組みます

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域公民館等を地域の交流の場として活用していきます。
- 新しく転入した住民が地域に溶け込みやすい方策を考え、実践します。
- 子ども会育成会やシニアクラブ等と連携を進めることで、世代間交流を図ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- “人に優しいまちづくり”を視野に入れ、誰でも出入り自由な、緩やかにつながることができる居場所づくりをすすめます。
- 人との絆が生まれ、様々な形の助け合い(互助)に発展するような効果が期待できる居場所の発展・拡大を図るために、企業や関係各課・機関から情報を収集し、新たなメニューと共に開発し、ごちゃまぜで地域の課題を解決する拠点としての魅力的な居場所づくりをすすめていきます。

【行政が取り組むこと】

- 地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
- 住民の交流の現状や情報等を、町の広報やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。
- 子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりを行います。
- 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。
- 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集、発信を行います。

3 地域における支え合いとボランティア活動の促進

(1) 現状と課題

自分や家族が高齢や病気、子育てなど日常生活が不自由になったときに手助けしてほしいことは、「安否確認の声かけ」(45.3%)、「災害時の手助け」(40.1%)、「買い物の手伝い」(40.0%)、「通院など外出の手伝い」(35.8%)が上位にあがっています(図4-8 参照)。「安否確認の声かけ」は前回調査(43.4%)より 1.9 ポイント、「買い物の手伝い」は前回調査(29.8%)より 10.2 ポイント、「通院など外出の手伝い」は前回調査(28.0%)より 7.8 ポイント増加しています。一方、隣近所の人に手助けできることは、「安否確認の声かけ」(63.8%)、「災害時の手助け」(34.1%)、「買い物の手伝い」(31.3%)、「話し相手や相談相手」(30.6%)が上位にあがっており、「安否確認の声かけ」等、身近な見守りや声かけには多くの人が関わる意欲を持っています。しかし、支援を求める内容として「買い物の手伝い」や「通院など外出の手伝い」のニーズが増加している一方で、実際に「手助けできる」と回答した割合は下回っており、支援の担い手確保が課題となっています。引き続き、地域ぐるみの助け合いや無理なく参加できる支援活動の推進が求められます。

地域ぐるみでの助け合い、支え合いを有効なものとするためには、地域福祉の担い手となるボランティアを育成する等、新たな人材の育成が課題となります。本町では、町社会福祉協議会が、住民のボランティア活動への参加促進と支援を図っています。令和7年4月1日現在、福祉ボランティア 12 団体 214 人、個人ボランティア 61 人、特技ボランティア 25 人が登録されています。また、行政区やシニアクラブの活動等の地域活動はそのほとんどが実質的にはボランティアであり、ボランティアをしているという認識はなくとも、地域活動を通してボランティアを実践している人は少なくありません。

アンケート調査結果によると、何らかの地域の活動に参加したことがある人は全体の約 65% となっています。ボランティア活動に参加する動機は人それぞれですが、あくまでも、自らの活動意欲・意思を尊重し、今後もボランティア人材の発掘・育成、ボランティア組織の育成を進めていく必要があります。

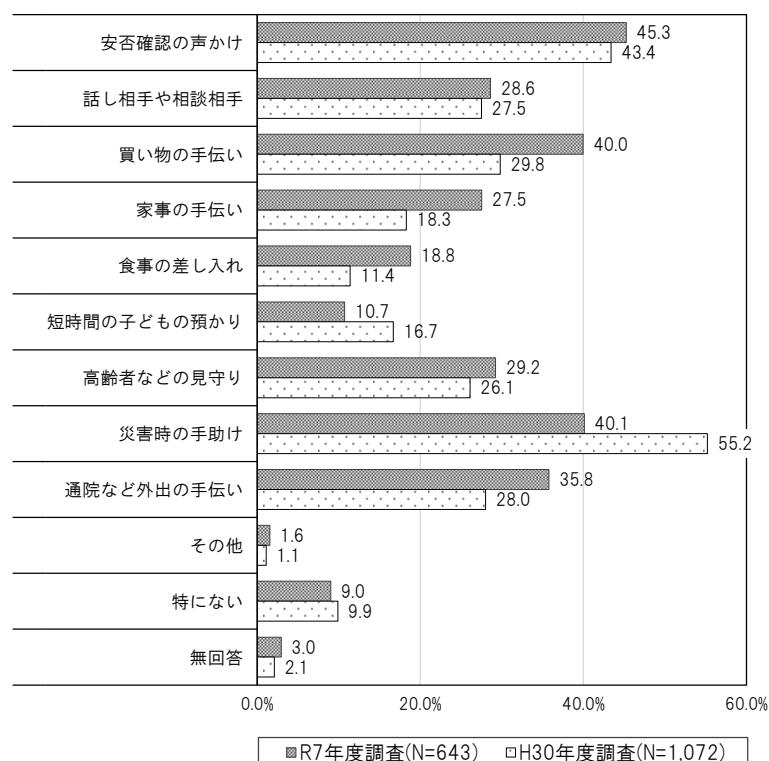
福祉に関わるボランティア活動等をもっと盛んにするために、今後も、町社会福祉協議会等と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を行い、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成する必要があります。

(2)今後の取組

地域における助け合い、見守り、声かけ活動をはじめとする地域福祉活動の強化を図るために、小地域におけるネットワークづくりを進め、情報の交換と共有を行い、地域における支え合いの仕組みを実現します。

また、住民のボランティア参加の機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。さらに、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、町社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーを育成するとともに、現在活動しているボランティア団体等の運営支援はもとより、新しい支援ニーズに合わせた地域ボランティアの育成を推進します。

◆図4-8 自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいですか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。
- 地域で支え、支えられる関係をつくります。
- 町や町社会福祉協議会が実施する講演会や研修会に積極的に参加します。
- 自分が住んでいる地域に关心を持ち、地域のことについて考える時間を持ちます。
- ボランティアの重要性や、支え合いの大切さ等を積極的に話し合います。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認等交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉委員等の役割を理解し、その活動を支援するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。
- 地域福祉活動に必要となる個人情報の取り扱いについては、地域の話し合いによるルールづくりに取り組みます。
- 誰もが無理なく参加できる地域ぐるみの助け合いができるよう、地域活動の仕組みづくりに取り組みます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
- 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。
- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげていきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- できていることを探し、地域の状況に応じた地域福祉活動の活性化を図っていきます。
- 「地域の宝探し」を丁寧に行い、町内にふくしのアンテナを広げていきます。
- 生活支援ボランティアの養成と組織化、グループの運営支援を目指し、幅広い情報の収集や先駆的な活動を参考に、調査研究し、本町ならではの取り組みをすすめていきます。

【行政が取り組むこと】

- 町社会福祉協議会等と連携し、福祉ネットワークの推進を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供を行います。
- 民生委員・児童委員の基本的役割と活動内容を住民に周知するとともに、連絡・調整と相談の効果的な進め方等、民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を行います。
- ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。
- 住民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

1 地域の見守りネットワークの構築

(1)現状と課題

本町では、平成22年3月、各関係機関・団体からなる新宮町見守りネットワーク協議会を立ち上げ、行政区での組合単位の見守り活動体制づくりと、見守りに協力してもらえる事業所との連携により、孤立者の早期発見と問題の早期解決を目指す体制づくりを推進しています。

しかし、地域住民による見守り体制づくりには、行政区による温度差がみられ、未だに民生委員・児童委員、福祉委員、シニアクラブによる見守り活動が中心となっています。高齢者の増加に伴い、今後も見守り対象者の増加が予想される中、日頃の見守りはもとより、緊急時や災害時の地域における助け合いについても担い手が不足しており、地域住民の見守り活動への参加促進を図る必要があります。

(2)今後の取組

見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立生活を送れるよう、行政区福祉会をはじめとする地域の関係機関等と連携しながら、地域の見守りネットワークの構築を推進します。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 日ごろからあいさつを行い、隣近所、友人への声かけを行います。
- 心配な人の情報は、地域の民生委員・児童委員や福祉委員に知らせます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認等交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉委員等の役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の見守りに必要となる情報交換に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 見守り活動や支え合い活動・体制づくりにむけ、個人情報の保護と共有に関する、正しい理解をすすめ、「地域支え合いマップ」づくり等を駆使し、必要な情報の有効活用を図っていきます。
- 地域の見守りや福祉課題の早期発見を目指し、相談しやすい環境づくりや困りごとを早期発見(企業や店舗等での困りごとキヤッチ)できるアンテナの拡大をすすめていきます。

【行政が取り組むこと】

- 町社会福祉協議会等と連携し、見守りネットワークの構築を支援し、町全体の見守りネットワークを推進します。
- 見守りに協力してくれる企業との連携を図ります。
- 地域では解決できない困難事例について、専門機関との連携による解決を図ります。

2 災害に強い地域づくり

(1)現状と課題

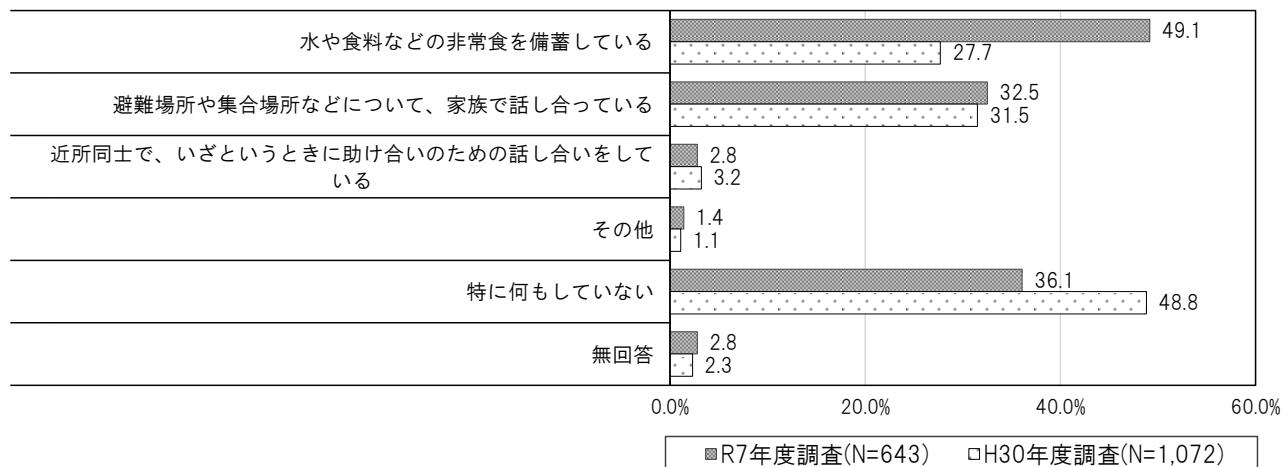
地震や風水害などの災害に対する備えについて、何らかの備えをしていると回答した割合は、61.1%となっています(図4-9参照)。前回調査(48.9%)より12.2ポイント増加しており、住民の災害への意識が向上していることがうかがえます。さらに、災害時に困ることとしては、「必要な物資を得られるか不安」(51.6%)、「医療的ケアや高齢者・障がいのある方に配慮された避難場所であるか不安」(24.0%)、「緊急時に情報を得る手段がない」(14.0%)が上位にあがっており(図4-10参照)、災害時における物資の確保や避難所の整備、情報伝達手段の充実が課題となっています。日常の備えに加えて、災害時の支援や避難環境の整備、情報提供の充実が、住民が安心して生活できる地域づくりに不可欠です。

また、災害発生時に一人で避難することができないと回答した人は13.4%でした(図4-11参照)。そのうち、災害発生時に支援してくれる人が「いない」と回答した人は39.5%となっており(図4-12参照)、災害時の避難等に不安を抱える住民が一定数いることがわかりました。災害時に支援が必要な人に対する見守りや声かけ、支援者の確保、避難支援体制の整備が重要です。

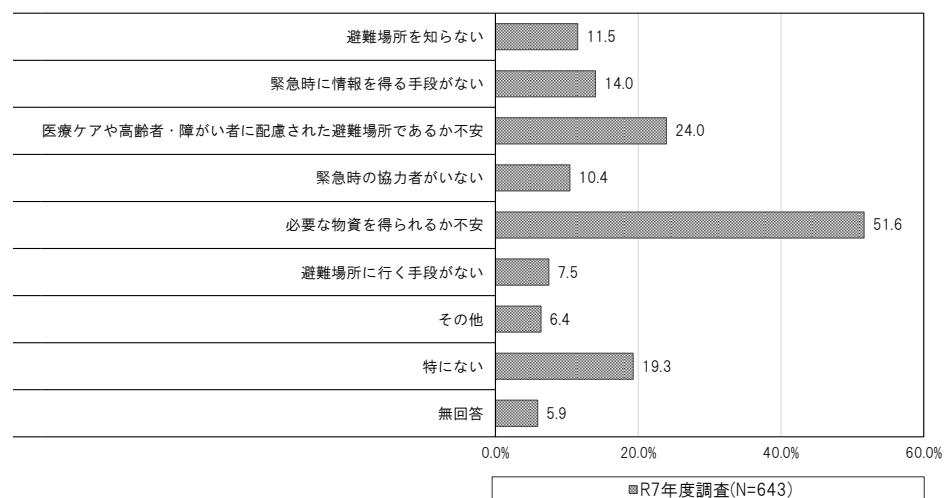
(2)今後の取組

「新宮町地域防災計画」に基づき、住民の防災力の向上を図るとともに、地域全体で災害に強い地域づくりを目指し、関係機関との協力・連携を図ります。

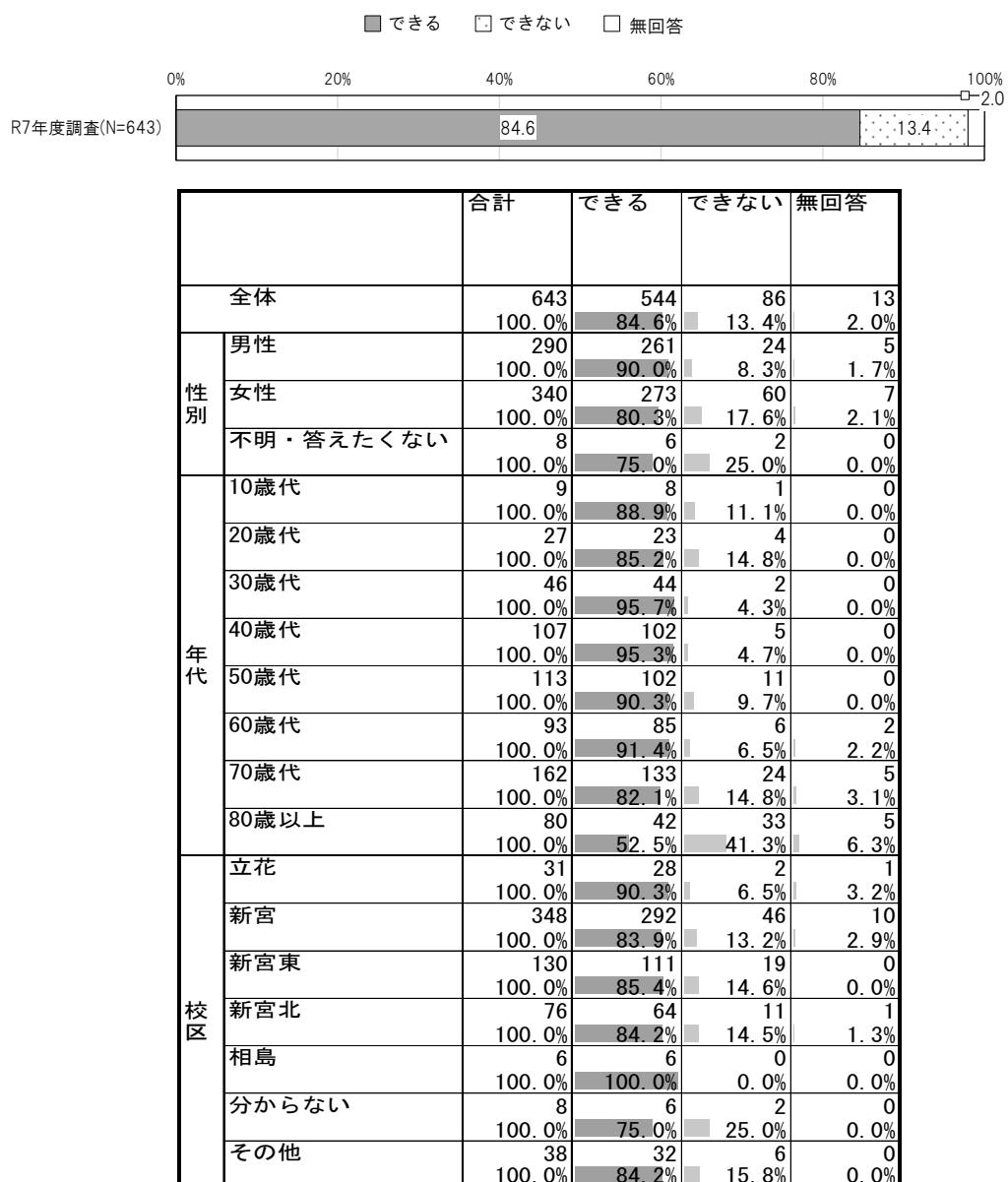
◆図4-9 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしていますか



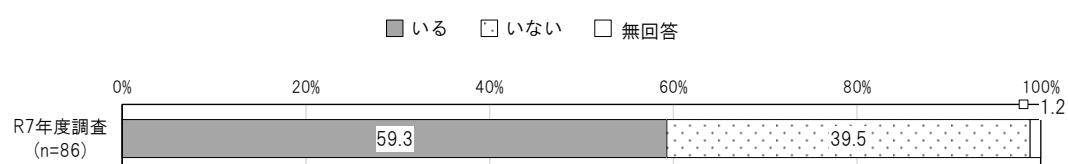
◆図4-10 災害時に困ることは何ですか



◆図4-11 台風や大雨などの災害発生時に、一人で避難することができますか



◆図4-12 台風や大雨などの災害発生時に支援してくれる人がいますか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 避難場所や安全な避難経路等を家族で確認します。
- 近所の信頼できる人に、あらかじめ災害時の声かけをお願いします。
- 行政からの広報等、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置くよう努めます。
- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 普段から家族で防災の話をする等、防災意識を高めます。
- 非常用の持出品や備蓄品を準備し、災害時の備えをします。
- 自分の身は自分で守るという意識を高めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がいのある方等の存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助等が円滑に行えるようにするとともに、避難行動要支援者避難支援計画(個別避難計画)の策定に協力します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 防災意識の向上に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 災害時に、福祉事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がいのある方等に配慮した避難所となるよう努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 災害時に一人も見逃さないまちにするための丁寧な仕組みづくりを、「ご近所福祉」として住民の皆さんと一緒に考え、すすめていきます。
- 地域防災活動を円滑に行うため、行政、社協、NPOの3者連携、災害ボランティアセンターの設置運営に関するマニュアルや行政との協定内容の見直し等、推進体制の強化を図ります。

【行政が取り組むこと】

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
- 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時的心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。
- 避難所用緊急物資の整備を図ります。
- 避難行動要支援者名簿における名簿情報の更新を着実に進めるとともに、個々の要支援者の状況に応じた災害時行動計画(個別避難計画)の作成を行います。
- 一般の避難所で共同生活が困難な要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。

3 地域における防犯・交通安全対策の促進

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化等、懸念すべき傾向が全国的にみられるることは、こうした地域社会の在り方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互が無関心であるため犯罪を未然に防止することが難しい時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

子どもや女性、高齢者等、社会的弱者を狙った悪質な犯罪や、交通事故から住民を守るために、地域では、防犯パトロールの実施や、住民による通学時の児童・生徒の見守り活動が行われています。しかし、地域によっては、放置された空き家や、交通安全設備の不十分な道路等、危険が潜んでいる場所も少なくありません。

防犯及び交通安全対策には、地域に潜む危険性に地域住民がいち早く気付き、地域ぐるみで情報を共有するとともに、地域、警察、行政の連携により、住民が安全で安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

(2) 今後の取組

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力の向上と交通安全を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯パトロールや児童・生徒の見守り等、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 隣近所への声かけや危険箇所の発見・通報に協力します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部等、関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
- 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 福祉サービス利用者等を犯罪から守るために、犯罪情報の収集に努めます。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域の見守りや福祉課題の早期発見を目指し、相談しやすい環境づくりや困りごとを早期発見(企業や店舗等での困りごとキャッチ)できるアンテナの拡大をすすめていきます。
- そんなまさかに普段から備える顔の見える関係に基づく信頼関係の構築を目指し、地域での支え合いマップ作成等の推進を図ります。

【行政が取り組むこと】

- 防犯灯や防犯カメラ等、防犯施設の充実を行い、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。
- 警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図ります。
- 犯罪の発生箇所や内容等、具体的な情報提供を行い、防犯意識の高揚を図ります。
- 高齢者等を狙った悪徳商法の手口や被害については、シニアクラブを中心に積極的に情報提供を行い、被害の予防意識の啓発を進めます。
- 警察・関係諸団体と連携し、地域住民の交通安全意識の高揚を図ります。

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

1 地域における健康づくりの促進

(1)現状と課題

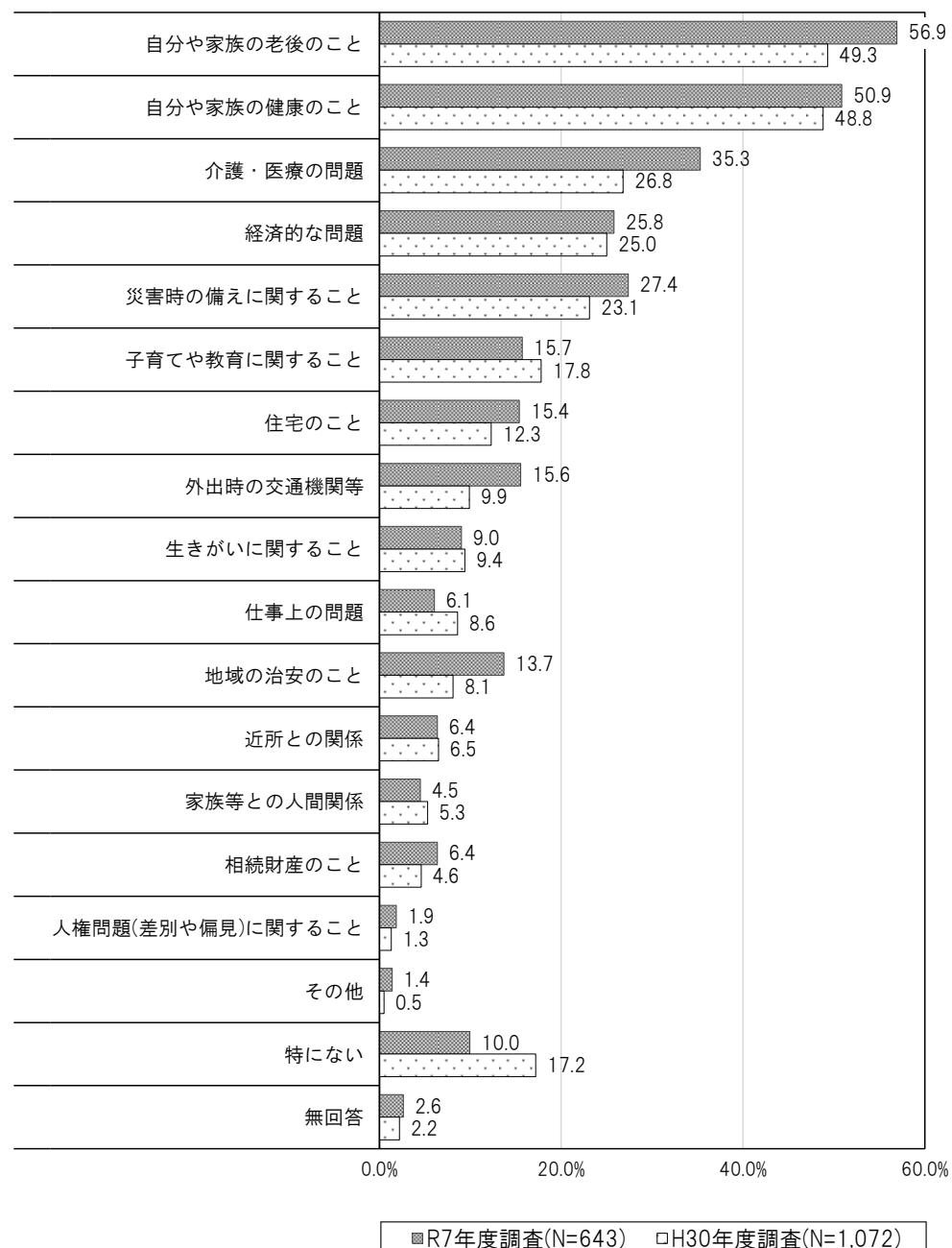
健康はすべての人にとっての願いであり、住民一人一人の健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化が進み、食生活が豊かになり、生活様式が多様化する現代社会では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。福祉や医療等、いざという時の安全網、支援体制を整えることは大切ですが、自分の健康は、自ら守り、つくるという自覚を持つことも大切です。

また、生活上の悩みや不安について、「自分や家族の老後のこと」(56.9%)、「自分や家族の健康のこと」(50.9%)、「介護・医療の問題」(35.3%)が上位にあがっています(図4-13参照)。いずれの項目も前回調査より増加しており、住民の関心や不安が高まっていることがうかがえます。

(2)今後の取組

住民一人一人が健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

◆図4-13 あなたは、日頃の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 住民一人一人が健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践するとともに、年に1回は健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。
- 地域で開催される「ふれあいいきいきサロン」等に積極的に参加します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 隣近所、同世代等気軽に集まることのできる仲間同士でのイベント等、地域住民の健康づくりにつながる活動を行います。
- 地域の実情を踏まえて、「ふれあいいきいきサロン」等を実施します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 自立に向けたセルフケア(自己管理)を支援していきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 人との絆が生まれ、様々な形の助け合い(互助)に発展するような効果が期待できる居場所の発展・拡大を図るために、企業や関係各課・機関から情報を収集し、新たなメニューと共に開発し、ごちゃまぜで地域の課題を解決する拠点としての魅力的な居場所づくりをすすめていきます。

【行政が取り組むこと】

- 自分の健康は自らつくるという意識の向上や健康であることの大切さについて、知識の普及・啓発を行います。
- 健診結果データを経年的に活用し、生活習慣改善の助言を行うことにより、住民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- 健康診査やがん検診を実施し、疾病の予防や早期発見を行い、重症になるのを防ぎます。

2 生きがい活動の促進

(1) 現状と課題

身体的な健康ばかりでなく、心も健やかで、心身ともに健康であってこそ、地域で元気な生活を送ることができます。身体的な健康維持、健康回復等の取組はもちろんですが、長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人一人にとっての大きな課題となっています。こうした課題が全国的に広がっていく中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を感じることのできる活動や活躍の場を地域の中で確保し、広げていくことが重要です。

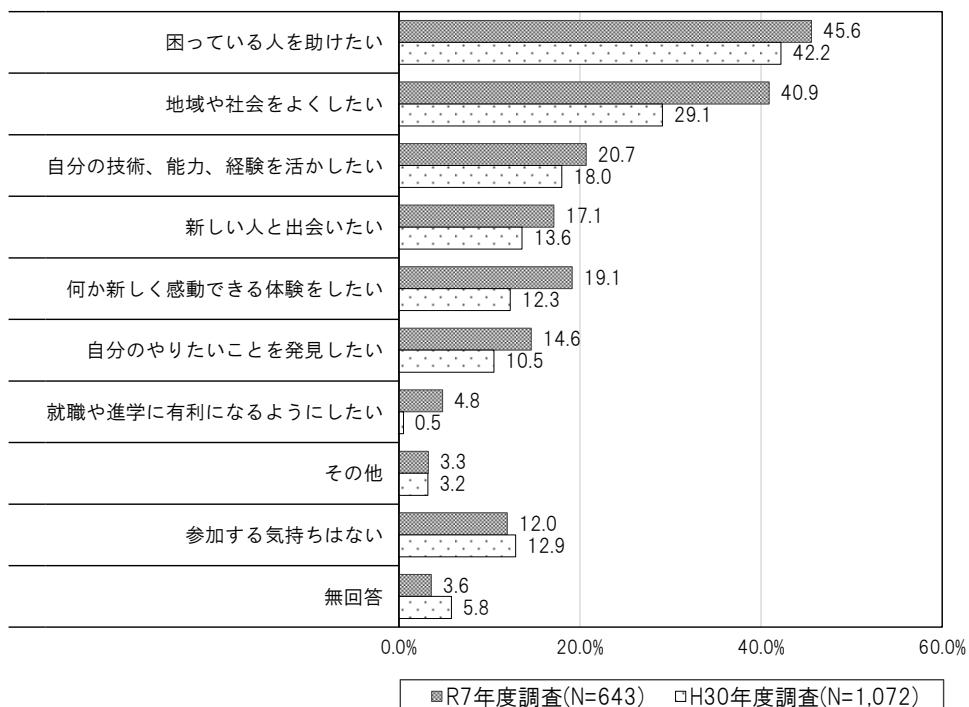
何をもって生きがいと感じるかは人それぞれですが、アンケート調査において、「ボランティア活動に参加するとしたら、何が動機になると思われますか」の問い合わせに対し、「困っている人を助けたい」が45.6%と最も高く、次いで、「地域や社会をよくしたい」(40.9%)、「自分の技術、能力、経験を活かしたい」(20.7%)の順になっています(図4-14参照)。困っている人を助けたい等の選択肢を選んだ人たちは、ボランティア活動によって「生きがい」を感じることができるのでないかと思われます。そうであるとするならば、ボランティア活動や地域福祉活動の推進は、生きがいづくりの点からも極めて意義のあることと言えます。

もちろん、地域福祉活動にとどまらず、就労や生涯学習等、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることのできる機会を増やすことも重要です。また、町内には文化・スポーツ活動に積極的に取り組んでいる地域もあり、地域の活力にもなっています。あらゆる世代の住民がそれぞれの生活状況や好みに応じて各種活動に親しむことができるよう、活動の普及・推進を図ることも重要です。

(2) 今後の取組

生涯学習や就労、ボランティア活動等、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることのできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動の推進役になろうとする人材の確保を図ります。

◆図4-14 ボランティア活動に参加するとしたら、何が動機になると思われますか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労等、生きがいを感じることのできる場を地域で探し、実践します。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域の中で、豊かな経験を持つ人材を発掘し、地域活動を通じてその経験を伝え広める機会をつくります。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- サービスの提供機会等を通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域のさまざまな活動につながる情報を提供していきます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 地域活動や福祉学習で活躍しているボランティアやゲストティーチャーを地域の“タレント”として捉え、特技をもった人、自身の体験を語ってくれる人などの個人に限らず、企業・法人などの団体も含め、様々なタレントを発掘します。
- タレントの発掘・活躍の場づくりや活躍を支援できるような、ふくし学習の推進を図る基盤をつくるため、プラットフォームを構築していきます。

【行政が取り組むこと】

- 生涯学習機会を充実するとともに、住民が生きがいを持って取り組む様々な活動を支援します。
- 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、就労機会を確保します。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室・イベント等を実施しながら、活動の普及・推進を図ります。

基本目標4 適切なサービスが利用できる地域づくり

1 情報提供・相談支援体制の充実

(1)現状と課題

福祉サービスの利用者が自分に最適なサービスを安心して利用するために、町が取り組む必要があることは、「福祉サービスに関する情報提供をする」(58.6%)、「相談窓口を充実し、適切な対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」(51.8%)と半数以上の人回答しています(図4-15参照)。一方、福祉に関する相談機関や必要な福祉サービス情報についての入手状況をみると、『入手できている』(「十分入手できている」(3.7%)と「ある程度入手できている」(37.2%)の合計)と回答した割合は40.9%にとどまりました(図4-16参照)。これに対し、『入手できていない』(「あまり入手できていない」(35.3%)と「ほとんど入手できていない」(19.9%)の合計)と回答した割合は55.2%と半数を超えており、多くの住民が必要な情報を十分に得られていない状況がうかがえます。情報入手の機会が限られている若年層や、サービスの利用経験の少ない世帯を含め、住民が必要な情報を確実に入手できる環境を整えることが重要です。そのためには、情報発信の充実や相談体制の整備により、誰もが安心して福祉サービスを利用できる体制を強化することが求められます。

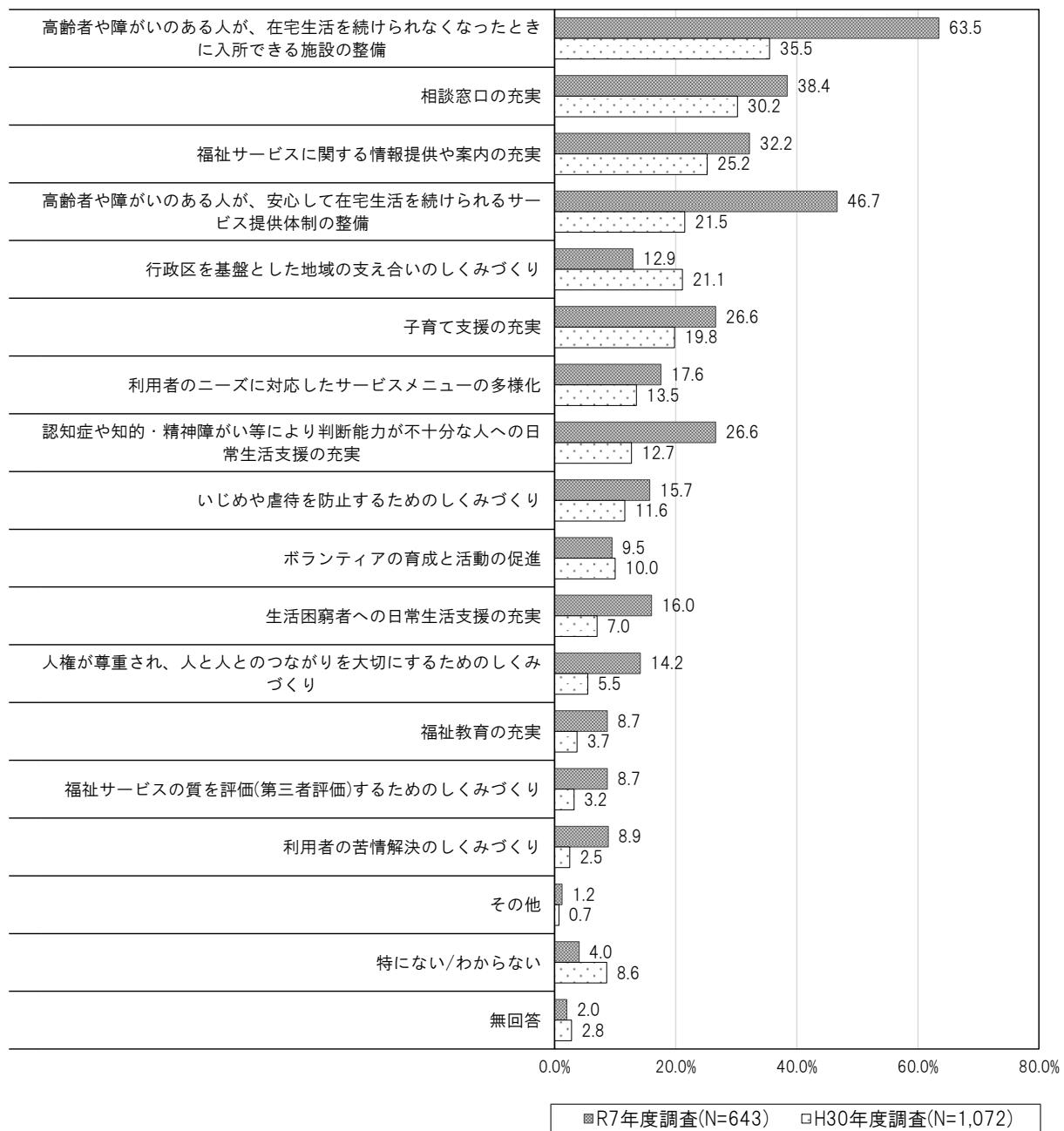
困りごとの相談相手としては、「家族・親族」(89.7%)、「知人・友人」(52.1%)といった身近な人が上位にあがっています(図4-17参照)。一方で、「町の窓口」が25.3%と、前回調査(6.1%)より19.2ポイント、「地域包括支援センター」が8.7%と、前回調査(2.9%)より5.8ポイント増加しており、公的な相談機関の利用も増えています。身近な人に相談する傾向が強いものの、公的な相談窓口や地域包括支援センターの利用も増えているため、相談機関の充実と情報提供の強化は、住民が安心して支援を受けられる体制の整備につながると考えられます。

(2)今後の取組

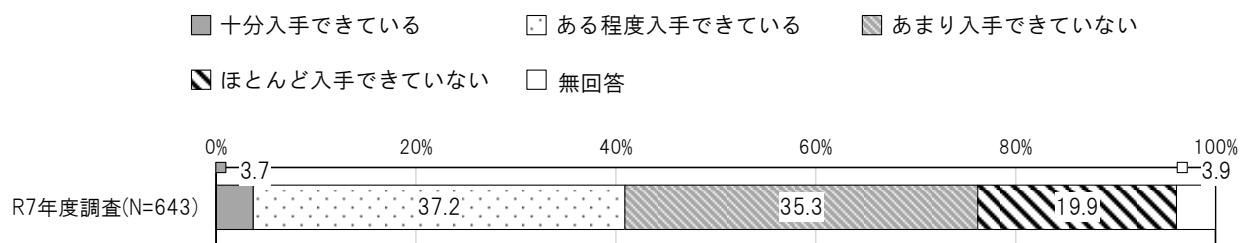
町の広報やホームページはもちろん、地域における口コミや回覧板等も活用しながら、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、見守りネットワークをベースに、身近なところでいろいろな人が相談に乗ってくれるような地域の仕組みづくりを行い、町担当課と町社会福祉協議会の相談窓口につながる総合的な相談支援体制を構築します。

また、専門的かつ複合的な利用者ニーズにも対応できるよう、相談窓口の体制強化を図るとともに、関係機関との連携の下、地域にある人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントができる体制の充実を図ります。

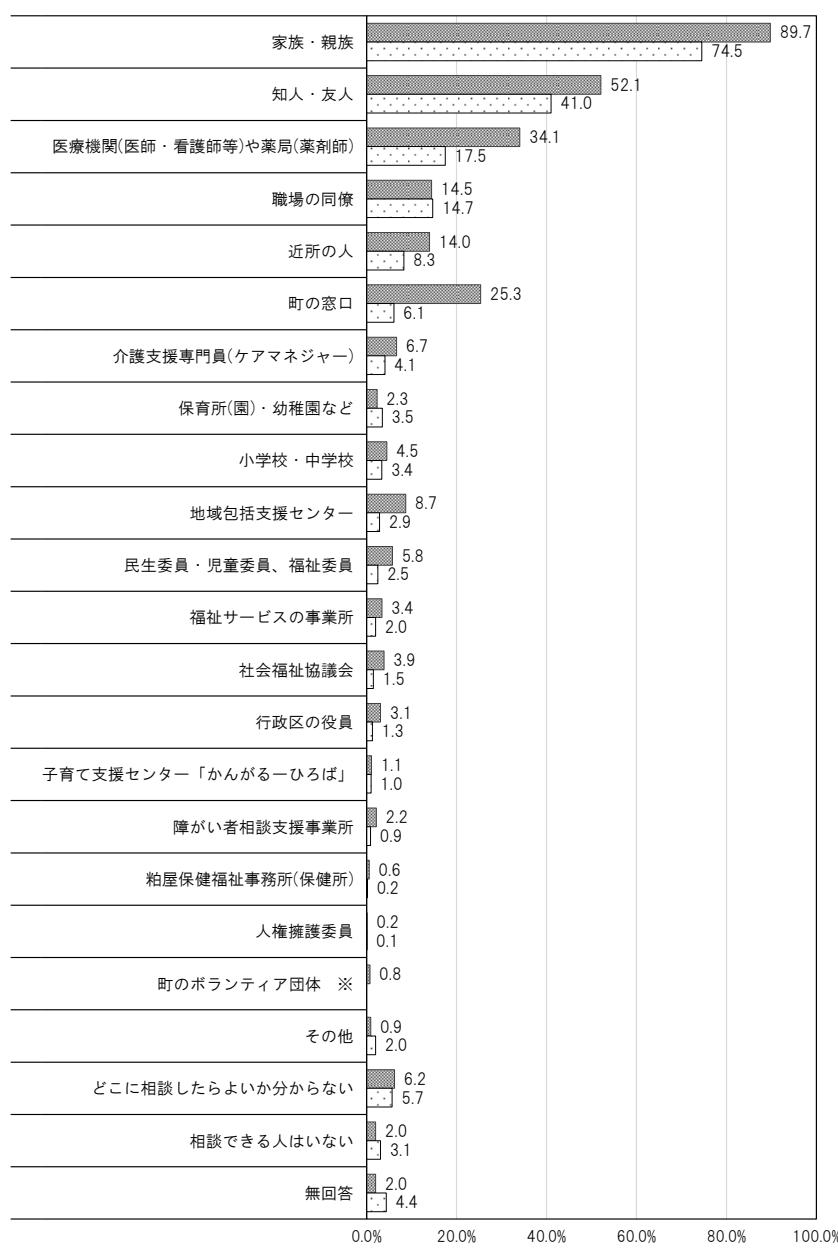
◆図4-15 地域福祉の充実のために町が優先的に取り組むべきと思うものは
どれですか



◆図4-16 あなたは、福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報を、十分入手できていますか



◆図4-17 もし、あなたがさまざまな場面で困ったとき、だれに、もしくはどこに相談しますか



■R7年度調査(N=643) □H30年度調査(n=864)

【住民一人一人が取り組むこと】

- 生活する上で困ったことがあれば、手遅れになる前に、身近な相談窓口へ気軽に相談します。
- 町や町社会福祉協議会の広報やホームページに掲載される福祉に関する情報を積極的に収集します。
- 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度理解を深めるとともに、地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。

【地域が協力して取り組むこと】

- 民生委員・児童委員や福祉委員のみならず、住民一人一人が身近な相談窓口として相談にのり、適切な機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政機関や町社会福祉協議会等の相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 地域ケア会議等に専門的な立場で参加・協力をを行い、多職間の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 必要な時に必要な情報を得るように、広報誌や公式SNSなど情報伝達力の強化を図ります。
- 困りごとや不安を抱えた時でも、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、本人に寄り添い一緒になって考え・行動する理解者(仲間)づくりに努め、困っている人を地域全体で他人事ではなく自分事として発見し、見守つていく地域づくりを目指します。
- 相談しやすい環境づくりや、困りごとを早期発見(企業や店舗等での困りごとキヤッチ)できる体制を整備し、社協を住民の身近な相談場所として認識してもらうとともに、相談支援を行う職員のスキルの向上を目指します。
- 複雑・多様化する福祉課題に対し、社協としての機能を強化するため、社会福祉法人連絡会や関係団体からのバックアップを受けられるような協力体制を築いていきます。

【行政が取り組むこと】

- 町広報への掲載やホームページ等により、福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者の情報等、分かりやすい情報提供を行います。
- 専門的かつ複合的なサービスのニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談窓口としての体制強化を図ります。
- 生活困窮者が自立した生活を行い、生活保護に陥らないためのセーフティネットとして相談事業を行います。
- 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者による連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割等を確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、高齢者の地域での生活支援体制の整備を推進する「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービスを充実させるとともに、高齢者の社会参加を促進していきます。

2 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

(1)現状と課題

高齢者や障がいのある方に対する介護・福祉サービスについては、施設から在宅、さらには地域へという大きな流れがありますが、たとえ在宅サービス基盤が整備され、地域による支え合い、助け合いが十分に機能したとしても、介護する家族等のいないひとり暮らしや要介護度の高い高齢者、重度の障がいのある方等が在宅での生活を維持するには限界があります。

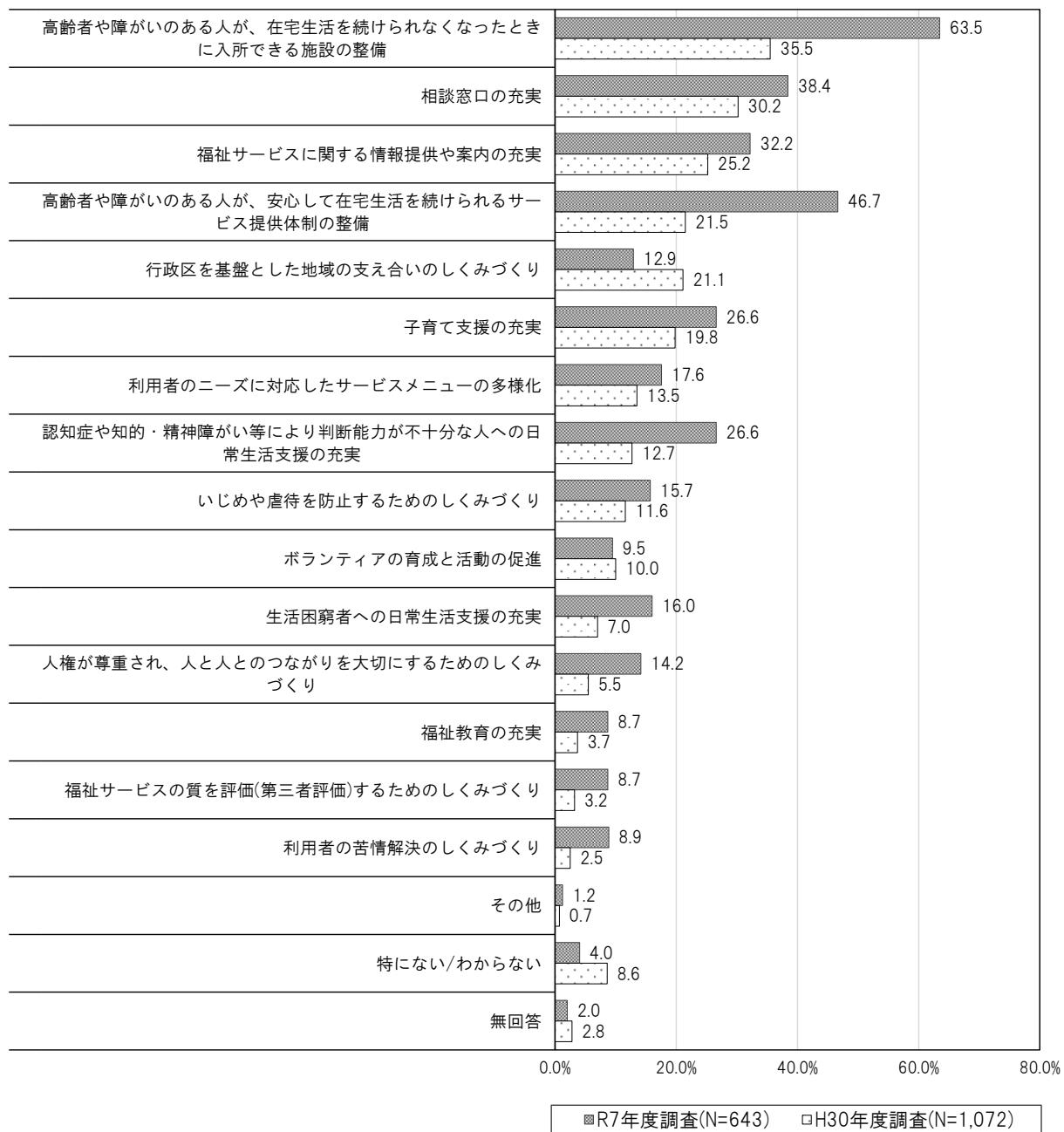
アンケート調査結果をみても、地域福祉の充実を図るために優先的に取り組むべき施策としては、「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられなくなつたときに入所できる施設の整備」が63.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(46.7%)、「相談窓口の充実」(38.4%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(32.2%)、「子育て支援の充実」及び「認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な人への日常生活支援の充実」(26.6%)と続いています(図4-18参照)。いずれの項目も、前回調査と比較して、回答割合が増加しており、住民の福祉サービスや支援体制に対する関心や期待が高まっていることがうかがえます。

(2)今後の取組

住民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「しんぐるっと～支え合いのまちづくり推進会議～」で議論していくとともに、協議体への参加を促します。

また、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービス基盤の整備や新しい互助・共助によるサービス創設を図ります。

◆図4-18 地域福祉の充実のために町が優先的に取り組むべきと思うものは
どれですか



【住民一人一人が取り組むこと】

- 日常生活で感じている生活課題を、行政をはじめとするさまざまな機関や団体に伝えます。
- 協議体(しんぐるっと)へ参加・協力します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 地域における助け合いにより、お互いの生活を支え合うことができる地域づくりに努めます。
- 協議体(しんぐるっと)へ参加・協力します。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供の在り方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源との連携も図りながら、その実現に努めます。
- 協議体(しんぐるっと)へ参加・協力します。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 様々な「課題」に対し関係機関・団体・地域等と協働し、社会参加や自立に向けた情報提供や場の提供等、課題解決に向けた支援、サポート体制づくりに努めます。
- 町と連携し、協議体(しんぐるっと)の推進に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者やNPO、ボランティア等、多様なサービス主体の参入促進を図ります。
- 地域のサービスニーズの把握・検証とその整備・実現を行います。
- 生活支援センターの養成と活動支援を行います。
- 協議体(しんぐるっと)の推進を行います。
- 地域ケア会議で上がった地域課題を把握し、地域ケア推進会議でその検証を行い、課題の解消を行います。

3 権利擁護の充実

(1)現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりませんが、認知症高齢者や知的・精神障がい者等、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。また、これらの人には財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、その権利や財産等を守る取組が必要です。

これら判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業が県社会福祉協議会によって実施されており、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進を行う必要があります。

また、権利擁護に関し特に深刻な問題として、虐待の存在があげられます。平成12年の児童虐待防止法を皮切りに、高齢者、障がいのある方それぞれを対象とする虐待防止法が制定されており、本町では、子育て支援担当や福祉担当窓口、地域包括支援センター等で、虐待に関する相談を受け付けていますが、今後も、家庭、福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、虐待のない社会の実現を図る必要があります。

(2)今後の取組

町社会福祉協議会と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、権利擁護の充実を図ります。

また、各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発を行うとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

【住民一人一人が取り組むこと】

- 虐待と思われるようなことを発見したら、民生委員・児童委員や町の担当課、児童相談所、地域包括支援センター等に通報します。

【地域が協力して取り組むこと】

- 日常の見守り活動を通じて、虐待の早期発見に努めます。

【福祉事業者等が取り組むこと】

- 職員に対する人権研修を行う等、虐待等現場における人権侵害の防止を徹底します。
- 判断能力が不十分なサービス利用希望者等に、日常生活自立支援事業や成年後見制度についての情報提供を行います。

【社会福祉協議会が取り組むこと】

- 判断能力が不十分になった人も「日常生活自立支援事業」や「法人後見事業」などを通して、きめ細やかな支援ができるよう、関係機関や近隣社協との情報共有やフォローし合える体制を構築します。

【行政が取り組むこと】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図り、適切なサービス利用を促進します。
- 各種虐待防止法と虐待防止相談窓口の周知・啓発を行うとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図ります。

第5章 計画の推進

1 地域住民主体による参加型福祉への転換

既に述べたように、これから「福祉」は、要援護者への対応を重視しながらも、それにとどまらず、住民誰もがその人らしい生活を送るために、各自の能力や興味、関心に応じて自己実現していけるようにするためのまちづくりという、広い視点で捉え直す必要があります。本人の自己決定に基づき、地域の中でその人らしい生活ができるまちづくりを進めるためには、地域のニーズや満足感に最も適合した地域福祉のあり方を住民自身が自己決定し、実行していく主体性が不可欠です。

また、地域福祉活動は、特定の住民や組織だけが担うものではなく、それぞれの得意なことや興味・関心に合わせて、本来、すべての住民が担い得るという観点に立って、コミュニティ再建を目指す必要があります。そのためには、できるだけ多くの住民が無理のない形で「役割」を持つことが重要です。

本計画では、このような観点から第4章の基本目標ごとの今後の取組を5つの主体ごとに記載し、中でも住民や地域を、町や社会福祉協議会、福祉事業者等よりも前に位置づけています。地域住民一人一人が地域における支え合いや交流の重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取組を実践・継続していけるよう、町ホームページ等で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発を行い、住民への周知徹底を図ります。

さらに、地域福祉を持続可能なものにするためには、住民参加が強制的ではなく、しかも幅広い年齢層で行われるための工夫をする必要があります。住民の主体的福祉活動の原動力は、地域を知り、それを大事にしようとする愛着心が基本になります。その意味では、地域の生活課題を明らかにし、その解決方法を探ると同時に、歴史に裏打ちされた地域の固有価値を再発見し、その地域の良さを守り発展させていくという観点も重要です。

また、好きなこと、関心があることが参加への動機付けになる側面がある一方で、地域を維持するために避けられない生活課題もあります。限界集落化や災害、防犯、あるいは子どもを取り巻く社会環境問題等が地域の危機意識を強め、それを契機として住民が一体となって地域の活性化や健全化を考え、実行していく場合もあります。関心(したい活動)と必要性(しなければならない活動)の両面から、住民が主体となって意見を出し合い、意識を共有できる生活場面から地域づくりをともに考え、実行していくことが持続可能な地域福祉を推進していくことになります。

地域での座談会やワークショップ、福祉マップづくり等を町内各地区で自主的に行い、地域の生活課題をいち早く発見し、解決策をともに考えるという、地域福祉の取組を、本計画策定に関わったすべての関係者、関係機関が中心となって、町内全域に拡げていきます。

2 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり等、多岐にわたっているため、健康福祉課が中心となり、これら府内関係各部門や保健福祉事務所、警察署、医師会等との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である町社会福祉協議会との連携は言うに及ばず、行政区長、民生委員・児童委員、福祉委員、福祉事業者、保育・教育機関、子ども会育成会、シニアクラブ、障がい者団体、その他各種団体とも連携を図りながら、協働の地域福祉を推進します。

3 計画の管理

計画に盛り込んだ施策については、「健康福祉課」が事務局となり、今後の社会情勢の変化や法律の改正等、必要に応じて見直しを図っていきます。

第6章 資料編

1 用語解説

あ行

■アウトリーチ

支援を必要としているにもかかわらず、福祉サービスや相談窓口につながりにくい人に對して、行政や関係機関、支援者などが自ら出向き、積極的に働きかけながら情報提供や支援を行うこと。

■NPO

「民間非営利組織(Non Profit Organization)」の略で、営利を目的とせず、ボランティア活動や福祉、平和、文化などの分野において公益的な活動や市民活動を行う組織や団体をいう。このうち、特定非営利活動促進法に基づき認定を受けた法人を「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

か行

■協議体(しんぐるっと)

支え合いの地域づくりについて協議・検討する場であり、本町では市町村区域を単位とする第1層協議体として設置している。

■行政区福祉会

各行政区に設置され、小地域福祉活動の中心的な役割を担い、地域の課題解決に向けて住民主体で活動している組織。

■協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

■ケアマネジメント

介護等を必要とする人のニーズを把握し、適切な福祉サービスや医療サービスなどを受けられるように調整すること。

さ行

■サロン

高齢者や子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流を深めることで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。

■社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則などを定めるとともに、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉法人など、社会福祉の基礎的な仕組みに関する規定を設け、市町村地域福祉計画などの策定をはじめ、社会福祉の推進を図るための事項を定めた法律。

■シルバー人材センター

高年齢者雇用安定法に基づいて、定年退職者などの高年齢者に対し、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業(特別な知識、技能を必要とする就業)」を提供する公益法人。

■新宮町こども家庭センター「はぐうる」

安心して健やかに子育てできる環境をめざし、令和6年4月に子育て支援課に設置した相談窓口。すべての妊娠婦、子ども、子育て世帯を対象に、保健師・社会福祉士・臨床心理士・言語聴覚士・発達支援専門員などが、切れ目なく寄り添った相談対応・支援を行う。

■生活困窮者

生活保護受給に至る前の段階にあり、失業、多重債務、ホームレス、ニート、ひきこもりなどの課題を抱えながら、いわゆる「制度の狭間」にあるため、適切な支援を受けられない人。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤の整備を進めていくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防のサービスの体制構築に向けたコーディネートを行うもの。別名「地域支え合い推進員」

■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、契約や財産管理などを一人で行うことが難しくなった人の権利を守り、法的に支援する制度。

た行

■地域包括支援センター

保健師又は経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士を配置し、介護予防ケアマネジメントをはじめ、医療・財産管理・虐待などに関する相談・支援や、包括的・継続的ケアマネジメント等を行う、介護保険法に基づいて設置された機関。生活圏域を踏まえて設置されており、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。

■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域ケア会議

支援が必要な高齢者等を対象に、効果的な支援方法の検討を行う機能を持つ会議。介護や福祉サービス事業所等の関係団体や関係機関により構成される。

な行

■日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が行う事業で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより日常生活を営む上で支障がある人が、地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行うもの。

は行

■パブリックコメント

国や自治体の基本的な政策を決めるときに、住民の意見を政策形成に反映させるため、政策の原案を公表し、それに対して提出された意見を考慮するとともに、その結果や意見に対する考え方を公表する制度。

■バリアフリー

道路や建築物の出入り口における段差などの物理的なバリア(障壁)に加え、高齢者や障がいのある方などの社会参加を困難にしている社会的な制度上のバリア(資格・免許取得を制限する欠格事項等)や、心理的なバリア(偏見等)を除去するという考え方。広義には、高齢者や障がいのある方だけではなく、すべての人にとって日常生活に存在するあらゆる障壁を取り除くことを意味する。

■避難行動要支援者

高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に支援を要する人のこと。

■避難行動要支援者名簿

災害時の避難に支援を要する高齢者や障がいのある方等について、市町村が本人の同意を得て作成・管理し、円滑な避難支援のため関係機関や地域の支援者と共有する名簿。

■福祉委員

法律や条例に基づく制度ではなく、区長の推薦を受け、社会福祉協議会長が委嘱する地域の福祉ボランティア。地域内で孤立しがちな高齢者や手助けが必要な家庭などを対象に、地域住民の福祉問題の早期発見や福祉情報の提供といった「見守り」や「支援」を、区長や民生委員・児童委員と連携しながら行う。

■福祉教育

すべての人を個人として尊重し、思いやりの心を持って接する態度を育てるとともに、助け合い、ともに生きていける人間の育成を目指す教育。

■福祉避難所

要配慮者(高齢者、障がいのある方、乳幼児等の特に配慮を要する人)のための避難所。一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活できる体制が整備された施設。

■ボランティア

自由意思に基づく奉仕活動や労働、及びそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

ま行

■民生委員・児童委員

「民生委員法」、「児童福祉法」に基づいて設置された地域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受け、地域の福祉活動を行う。すべての「民生委員」は、子どもに関わる相談を担当する「児童委員」も兼ねており、児童に関する相談・支援を専門に担当する「主任児童委員」もいる。地域住民の相談や援助を行う法定の活動の中で、人権やプライバシーに配慮しつつ、援護を必要とする人の福祉ニーズに応じた支援が提供されるよう、行政や関係機関との調整役・パイプ役として活動する身近な相談員。

や行

■要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な保護、並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として設置された、関係機関の実務者による協議の場。